

官報

号外 昭和四十年四月三十日

第四十八回 衆議院會議録 第四十号

昭和四十年四月三十日(金曜日)

議事日程 第三十八号

昭和四十年四月三十日

午後一時開議

第一 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出)

第二 証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 農地管理事業団法案(内閣提出)

第四 酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 公害防止事業団法案(内閣提出)

第六 地方住宅供給公社法案(内閣提出)

第七 總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 千九百六十二年十二月十七日に国際連合総会決議第九百九十一号(XXI)によつて採択された国際連合憲章の改正の批准について承認を求めるの件

○本日の會議に付した案件

蚕糸業振興審議会委員任命につき国会法第三十

昭和四十年四月三十日 衆議院會議録第四十号

九条但書の規定により議決を求めるの件

畜産物価格審議会委員任命につき国会法第三十

九条但書の規定により議決を求めるの件

漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)中修正の件

日程第一 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出)

日程第二 証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 農地管理事業団法案(内閣提出)

日程第四 酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 公害防止事業団法案(内閣提出)

日程第六 地方住宅供給公社法案(内閣提出)

日程第七 總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 千九百六十二年十二月十七日に国際連合総会決議第九百九十一号(XXI)によつて採択された国際連合憲章の改正の批准について承認を求めるの件

新東京国際空港公団法案(内閣提出)

午後一時七分開議

○議長(船田中君) これより會議を開きます。

蚕糸業振興審議会委員任命につき国会法第三十

九条但書の規定により議決を求めるの件

畜産物価格審議会委員任命につき国会法第三十

九条但書の規定により議決を求めるの件

○議長(船田中君) おはかりいたします。

内閣から、蚕糸業振興審議会委員に参議院議員

八木一郎君、畜産物価格審議会委員に参議院議員

矢山有作君を任命するため、それぞれ国会法第三

十九条但書の規定により本院の議決を得たいとの

申し出があります。右申し出のとおり決するに御

異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつ

て、そのとおり決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、参議院の

修正に同意するに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、参議院の

修正に同意するに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、参議院の

修正に同意するに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、参議院の

修正に同意するに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、参議院の

修正に同意するに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、参議院の

修正に同意するに決しました。

〔賛成者起立〕

漁港法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院にお

いて修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和四十年四月二十八日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 船田 中殿

(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び一は修正)

附則

1 この法律は、公布の日昭和四十年四月一日から施行

し、改正後の規定は、昭和四十年年度以降の予算に係る補助金

〔昭和四十年年度以降に繰り越された昭和三十九年度の予算に係る補助金を除く〕について適用する。

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求め

ます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、参議院の

修正に同意するに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、参議院の

修正に同意するに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、参議院の

修正に同意するに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、参議院の

修正に同意するに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、参議院の

修正に同意するに決しました。

〔賛成者起立〕

昭和四十年四月三十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

九〇七

九〇八

昭和四十年二月十二日提出した産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案中別紙のとおり修正いたしましたので、国会法第五十九条の規定によつて貴院の承認を求めます。

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する
法律案中修正

第九条の次に四条を加える改正規定のうち第十

事、この特定額の負担額を、すべて負担するの標準を、すべの町における町の標準に、当該市に當該年度の係る該市と倍に、當該に當該年、當該業ち、

1+

事、この特定額の負担を、その年度の市町村標準に於ける市の標準に當るべきものとする。但し、前年度に於ける市の標準額が、前年度の市町村標準額より一割以上増加した場合は、前年度の市町村標準額を基礎として算出する。

十

第九條の次に四條を加える改正規定のうち第十二條第三項中「前項の式において」を「前項各号の算式において」、「合算額の百分の十に相当する額」を「合算額に、前項第一号の標準算式にあつては百分の十、同項第二号の特別算式にあつては百分の六を乗じて得た額」に改める。

○議長（船田中君） 右案に対する修正を承諾するに賛成の諸君の起立を求めます。

「贊成者起立」

○議長（船田中君）起立多数。よつて、承諾するに決しました。

一条第二項中「次の式により算定した数」を「

第一号の標準算式により算定した数（前条に規定する地区が第六条に規定する地区と重複する場合において当該重複する部分をその区域とする市町村にあつては、第一号の標準算式により算定した数又は第二号の特別算式により算定した数のうちいずれか大きい数。）に改め、同項の式を削り、同項に次の二号を加える。

当該市町村の財政力指数
(財政力指数が 0.72 をこ
えるときは 0.72)

0.72—すへその関係市町村のうち財政力指数が最低の関保市町村の財政力指数

当該市町村の財政力指数
(財政力指数が 0.72 をこ
えるときは 0.72)

$$0.72 - \frac{0.75 + 0.25 \times \dots}{\dots}$$

0.72--すべこの関係市町村の財政力指数が最低の関係市町村の財政力指数

日程第一 新産業都市建設及び工業整備特別
地域整備のための国の財政上の特別措置に
関する法律案（内閣提出）

○議長(船田中君) 日程第一、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案を議題といたします。

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備の
ための国の財政上の特別措置に関する法律案

国会に提出する。

昭和四十年二月八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備

のための国の財政上の特別措置に関する法

律

(四) 總論

第一条の法律は、新産業都市建設促進法（昭和三十一年法律第百十七号）第十条の規定に基づいて内閣総理大臣が承認した新産業都市建設基本計画又は工業整備特別地域整備促進法（昭和三十一年法律第百四十六号）第三条の規定に基づいて内閣総理大臣が承認した工業整備特別地域整備基本計画を達成するために必要な国の財政上の特別措置について規定するものとする。

（地方債の利子補給）

第二条 国は、新産業都市建設基本計画又は工業

整備特別地域整備基本計画に基づいて関係都道府県が国から負担金若しくは補助金の交付を受けて行ない、又は国が関係都道府県に負担金を

備に係る事業（災害復旧に係るものを除く。）で政令で定めるものについて、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに算定した当該都

道府県の通常の負担額をこえる負担額の支出の財源に充てるものとして、昭和四十年から昭和五十年までの各年度において、当該都道府

県が発行を許可された地方債で利率が年三分五厘をこえるものにつき、年四分五厘の率を乗じて得た額を限度として、昭和四十年から昭和

五十五年度までの各年度において、当該地方債の当該年度分の利子支払額のうち、利率を年三分五厘として計算して得た額をこえる部分に相当する金額を当該都道府県に補給するものとする。

一 住宅

二 道路、港灣等の輸送施設

三 その他政令で定める主要な施設

(国の負担割合の特例)

第三條 新産業都市建設基本計画又は工業整備特

別地域整備基本計画に基づいて昭和四十年年度から昭和五十年年度までの各年度において関係市町村が国から負担金若しくは補助金の交付を受けを行ない、又は国が関係市町村に負担金を課して行なう事業のうち、次に掲げる施設の整備に係る事業（災害復旧に係るもの、当該事業に係る経費の全額を国が負担するもの及び当該事業に係る経費を当該市町村が負担しないものを除く。）で政令で定めるもの（以下「特定事業」という。）に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、次条に定めるところにより算定するものとする。

住宅

二 道路、港湾等の輸送施設

三 下水道

四 教育施設及び厚生施設

五 その他政令で定める主要な施設

第四条 特定事業に係る経費に対する国の負担割

合は、関係市町村ごとに当該特定事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に次の式により算定して数（小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。以下「引上率」という。）を乗じて算定するものとする。

1

0.25× の額
当該市町村の標準負担額

$$\begin{aligned} & \times 0.75 + 0.25 \times 0.72 - 0.72 \times 0.72 \\ & \times 0.72 - 0.72 \times 0.72 \end{aligned}$$

此等計算は、昭和三十六年法律第百一十二号第二十条の規定による。昭和三十九年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十九年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したもののについては、なお従前の例による。

2 前項の式において「当該市町村の標準負担額」とは、当該市町村の当該年度の地方交付税法

(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額及び当該特別とん譲与税の収入見込額の合算額の百分の十に相当する額をいい、「財政力指数」とは、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十二条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。

3 第一項の規定を適用した場合において、関係市町村の負担割合が百分の二十未満となるときは、同項の規定にかかわらず、当該特定事業に係る経費に対する関係市町村の負担割合が百分の二十となるように国の負担割合を定める。

4 自治大臣は、第一項に規定する引上率を算定し、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)並びに関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

第五條 関係市町村であつて地方財政再建促進特別措置法(昭和三十三年法律第九十五号)第三条

昭和四十年四月三十日 衆議院會議録第四十号

第四項に規定する財政再建団体であるものに係る特定事業のうち、当該特定事業に係る経費について同法第十七条の規定により算定した国の負担割合(以下この項において「地方財政再建促進特別措置法による国の負担割合」という。)が当該特定事業に係る経費について前条の規定により算定した国の負担割合(以下この項において「この法律による国の負担割合」という。)をこえるものについては、同条の規定にかかわらず、地方財政再建促進特別措置法第十七条の規定を適用し、地方財政再建促進特別措置法による国の負担割合がこの法律による国の負担割合をこえないものについては、地方財政再建促進特別措置法第十七条の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

2 国は、前条の規定にかかわらず、北海道の区域における関係市町村に係る特定事業のうち、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえるものについては、第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえないものについては、第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し又は補助するものとする。

一 北海道の区域以外の区域における当該特定事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に前条第一項の規定により当該市町村について算定した引上率を乗じて得た国の負担割合

二 北海道の区域における当該特定事業に係る経費に対する国の負担割合

前条第三項の規定は、前項第一号に掲げる国

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

の負担割合を算定する場合について準用する。

4 前条第四項の規定は、国が第二項の規定により同項第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し又は補助することとなる場合について準用する。この場合において、「各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)」とあるのは、「各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。及び北海道開発庁長官」と読み替へるものとする。

第六條 港灣法(昭和二十五年法律第二百一十八号)第四條第一項の規定による港務局は、この法律の適用については地方公共団体とみなす。

第七條 第二條の規定による利子の補給及び第三條又は第五條第二項の規定により通常の国の負担割合をこえて国が負担し又は補助することとなる額の交付、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四條第一項の規定による一部事務組合及び同法第二百九十八條第一項の規定による地方開発事業団並びに港務局の行なり事業についてこの法律を適用するために必要な事項その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

する法律(昭和三十六年法律第百一十二号)第二十条の規定は、昭和四十年年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十九年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したもののについては、なお従前の例による。

3 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の四 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第 号)の施行に関する事務を行ふこと。

第十二條第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の施行に関すること。

(後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正)

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項第十号を次のように改める。

十 空港

第二条第二項に次の一号を加える。

十一 農地及び農業用施設

理由

新産業都市の建設及び工業整備特別地域の整備を促進するため、関係地方公共団体に対する国

九〇九

昭和四十年四月三十日 衆議院會議録第四十号

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

九一〇

財政上の特別措置について規定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事田川誠一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔田川誠一君登壇〕

○田川誠一君 たいだいま議題となりました新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案について、地方行政委員会における審査の経過の概要及び結果を御報告申し上げます。

本案は、新産業都市の建設及び工業整備特別地域の整備のため、国または地方公共団体が行なう建設事業で、地方公共団体が経費の一部を負担するものについて、国の特別財政措置を定めようとするものであります。

そのおもな内容は、第一に、都道府県に対しては、住宅、道路、港湾等の基幹的な施設の整備にかかる事業に要する経費について、通常の負担額をこえる支出の財源として発行する地方債に對し、その利子支払額の額の一部、すなわち年利三分五厘をこえる部分を年利八分までを限度として補助すること、第二に、市町村に対しては、住宅、道路、港湾、下水道、教育施設及び厚生施設等、基幹的な施設の整備にかかる事業について、通常の負担額をこえる負担に對し、当該市町村の財政力と超過負担の割合を考慮しつつ、国の負担割合をその二割五分を限度として引き上げ、その差額は翌年度に精算交付することなどであります。

本案は、二月十九日に付託され、同月二十三日自治大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、慎重かつ熱心に審査を重ねたのであります。四月二十七日、参考人から意見を聴取した後、本案に対する質疑を終了し、討論を行ないましたところ、田川委員は自由民主党を代表して賛成、川村委員は日本社会党を代表し、また、門司委員は民主社会党を代表してそれぞれ反対の意見を述べられました。採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 討論の通告があります。順次これを許します。秋山徳雄君。

〔秋山徳雄君登壇〕

○秋山徳雄君 私、たいだいま議題となりました新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案に對し、日本社会党を代表して反対の討論をいたしたいと思います。(拍手)

昭和三十七年五月新産業都市建設促進法が制定されてから地域指定までの一年余の間にわたりまして、はなはだしい政治宣伝と空論の陳情合戦が行なわれたことは、いまなおわれわれの記憶に新しいところでありま。新産業都市建設の現状と将来を展望するとき、自民党政府が産業開発のばら色の夢をまき、政治宣伝に利用した責任は、ま

ことに重大といわねばなりません。仮指定がきまつた三十八年七月当時、経済企画庁某高官は、いみじくも言明いたしました。「新産業都市には二つの幻想がある。その一つは、事業資金は幾らでも国がめんどうを見てくれるように錯覚している。他の一つは、先行投資をやさすすれば、企業は幾らでもやってくる夢みている。そのいずれもが期待はずれに終わったとき、これは一つの残酷物語じゃないか」と、そのとおりでありまして、新産業都市建設はまさに残酷物語に終わりを迎えている。その運命でないでありませんか。(拍手)

大都市における人口及び企業集中の防止、地域格差の是正、雇用の安定をはかり、国土の均衡ある開発発展をうたつた新産業都市建設促進法は、国土総合開発計画の大方針を受けた具体的な建設計画であるはずであります。政府は、はたして国土総合開発計画の方針にのっとり、新産業都市建設促進法の目的を尊重して、積極的に真剣に地域開発を進め、わが国経済の安定均衡ある発展をはかるうとする努力をせねばならないのに、それを直そうとしない。前池田内閣はひずみ是正の施政方針をこらざるを得なかったのは、みずから無謀な経済高度成長政策が、経済的地域の格差、国民階層の所得格差をもたらし、物価の高騰を引き起こし、国民生活の圧迫と社会悪を増長させた結果に對する告白であり、国民にその政策転換を約束せざるを得なかったからであります。しかし、大都市の過密膨張はとどまるところを知らず、人口の異常なる集中は、交通難、犯罪の増高、産業公害の恐怖となつてあらわれ、目をおお

わしめるものがございまして、都市行政は麻痺状態におちいり、公営企業は赤字経営の困窮度を強めております。他方、後進地域の公共団体は、労働力の流出、産業の停滞に加え、財政的苦境に立たされておるのであります。

現佐藤内閣は、人間尊重、社会開発をその施政の柱といたしました。しかし、医療費の値上げは強行しても、医療保障制度の前進は見られず、公共料金の引き上げは認めても、交通、水道の窮乏は打開されそうにもないのが現状であり、明るい政治の曙光さえ見出されないと慨嘆しているのが国民の真情でござい。地域開発の施策においてもまたそのとおりであり、新産業都市建設における法の精神を没却し、国の政治責任を回避しようとする政治の姿勢が、本法案に對して如実に示されていることが、私が反対せざるを得ない根本的な理由でござい。

新産業都市基本計画の総事業費四兆三千億、一地区平均いたすと三千三百億、その六割を地方負担と見るとき、年間平均百九十億円の負担であります。はたして地方団体にその負担能力があるであらうか。今日地方公共団体の財政は悪化の傾向にあります。新産業都市建設及び工業整備特別地域の関係市町村においても、その例外ではござい。すなわち、新産業都市建設関係市町村数二百六十三団体のうち、三六・七%に当たる九十五団体が単年度赤字を出しております。工特地域関係市町村数八十五団体のうち、二十七団体もまた同様でござい。両地域において三五%に当たる百二十二団体が赤字決算を示しておるのでござい。

新産業都市建設を進めるにあたりまして、財政苦境にある市町村の公共事業及びこれを補完する単

独事業量も膨大なものと推測されるとき、膨大な建設費負担にたえ得るかどうかが、疑問とせざるを得ません。総理が承認を与えた基本計画に資金的裏づけを欠いておるといふこと、新産業都市建設がまぼろしの建設計画に終わっていいいというのでありましようか。地域開発という国家的事業に対する計画をいまいにし、たださき財政力の貧弱な地元地方団体の財政を圧迫する財政的責任を回避した計画を容認することはできません。私が反対を表明したい第二の理由がここにあるのでございます。

次に、具体的に本法案の内容について見てみましょう。

法案の内容は、委員長報告に述べられたとおり、その一つは、道府県の地方債に対し利子補給をしようとするものであり、その二つは、市町村に対して国の負担割合を引き上げようというのであります。すなわち、新産業都市及び工特地域整備の基本計画に基づいて行なわれる国の直轄事業または国庫補助事業で道府県の住宅、道路、港湾等基幹的な施設整備費が通常負担額をこえる負担財源として発行した地方債について利子の一部を補給し、市町村に対しては国の負担または補助割合を最高二割五分を限度として逐次引き上げる措置をとるものであります。精算払い方式をとる市町村に対する国の負担額を別にいたしまして、地方債については本年度四十億が用意されておりますが、そのうち二十億は繰越債であり、政府資金はわずか二十億であります。新産業都市建設及び工特地域の道県十九地区、二十道県を通じて昭和五十年年度までに総額六兆三千億に及ぶ事業費に対し、初年度とはいへ、わずか四十億円の地方債額とは焼け石に水、スズメの涙とはこのことをいう

のでありましよう。さらに、地方団体の強い要望であつた起債償還年度の延長、利率の引き下げ、または援助の対象となる事業範囲の拡大など全然顧みられていないのであります。私は政府の不熱意、無責任を追及せざるわけにはまいりません。これが私の本法案に賛成し得ない第三の理由でございます。

地域開発、新産業都市建設は、それは目標ではなくて手段であります。政府は、わが国経済の均衡ある発展と民生の向上、福祉増進には全責任を負うべきであります。これまで政府の地域開発政策が、企業独占体に乗仕した高度経済成長を中心にして進められ、産業基盤強化の名のもとに、自主財源の乏しい地方自治団体の行政政策が埋没して、地域住民の生活の向上を犠牲にし、民生、福祉行政の拡充を忘れた弊害を繰り返すことのないよう、最後に地域開発政策に対する強い要望を披瀝して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(船田中) 門司亮君。

〔門司亮君登壇〕

○門司亮君 私は、ただいま議題になっております新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案に対し、民社党を代表して反対の意思を明確にしようとするものでございます。(拍手)

私が反対の意思を表明いたしますものは、先年制定されましたいわゆる新産業都市建設促進法の第一条には、その目的として、今日非常に大きな話題になっております過密都市の廃除、さらに地域格差を是正するといふこと、もう一つは、労働力の最近におけるきわめて不均衡な流動を防止するといふ三つの柱から成り立っておりますのでございます。したがって、この法案の趣旨は、明らかに

国家目的のためにこの新産業都市の建設をするといふことは明確でございます。ただ、その第二条において、新産業都市を指定するにあつて、道府県知事は申請書を内閣総理大臣に提出しなければならぬという規定があるだけであります。したがって、この法律は、あくまでも国の責任においてこの法律の施行が行なわれるということが正しい法律の解釈であり、またそうでなければならぬと存するのでございます。

ところが、今回出されてまいりましたこの法律は、その中で最も重要な要素となります住宅、あるいは港湾、あるいは道路交通というような部面に対する国の施行するもの、並びに都道府県が行ないます事業に対して利子補給をしようとする法案でございます。

この問題は、一面妥当のように見えるのでございますが、実際の問題としてこれを考えてまいりますと、先ほど同僚秋山議員からも申されましたように、利子の補給をするといひましても、結局わずかに昭和四十年から五十年の間でありまして、一体こゝろ短期間においてこの大事業がでさるとはどうしても考えられません。したがって、その内容はきわめてごまかしであるといふことが一つでございます。(拍手)

もう一つ最も大きな問題は、何であるかと申し上げますと、国家目的のために行ないます事業について、都道府県がそれにさらに事業を加えていかねければならぬことは当然でありますので、これに補給するといふておりますが、地方の自治体はそれだけで新産業都市ができるのではございせん。今日新産業都市において、地方の公共団体が最も憂慮いたしますことは、地方における単独事業に対してその費用をどう支弁するかといふことで

ございます。いわゆる水道の問題、下水の問題、あるいは尿の処理、じんあいの処置といふやうな、こゝろ環境衛生的なもの、あるいは教育、学校をどうするかといふやうな地方の単独事業に対する援助を顧みていないといふところに、この法案が全くの国家本位のものであつて、地方の行政を忘れた問題があるやうかと存するのでございます。(拍手)

かりに現在三十五万の地域が百万に伸びるといたしますならば、そのことのための水道施設、下水施設、教育の施設に対してどれだけの費用を必要とするのか、私はこのことがこの法案に触れていないところに、この法律の全くの大きな見当違いがありはしないかと考えざるを得ないのであります。したがって、もしこの法律の適用によつて、地方がかりにこれを受け入れるといひましても、それらの財源を一体どうするかといふことについては、これまた全部を借金でまかなわねばならぬといふことに相ならうかと存するのでございます。そうなつてまいりますと、ごくわずかの利子補給のえきにつられて仕事をしつて、そしてそゝろいう大きな借金を背負つて、ことに自由経済の社会におきまして、その企業が必ずしもそこに来るか来ないかといふことは、法律は何にも保証しておらない。そうなつてまいりますと、思惑のはずれたときには明らかに、だれかが申されましたように、結局は借金だけが残つて、何らの効果もなかったといふ、地方公共団体をきわめて財政的窮境におちいらせる問題ではないかといふことが考えられるのでございます。

われわれはこゝろ問題を考えてまいりますと、この法案に対して直ちに賛成するわけにはまいりません。したがって、政府にわれわれが強く

昭和四十年四月三十日 衆議院會議録第四十号

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案 証券取引法の一部を改正する法律案

九二二

考えていただきたいと思ひますことは、今日の現状においてすら一般会計において九千三百億の借金を背負つて、地方の自治体はみずから納めております地方税の八・九割はこの借金の利払いに使つております。国が地方にあつておりました起債と申しましても、国民全体から取り上げた税金であることに間違ひはない。この税金が一回り回つて地方に貸し付けられて、その利払いにみずから納める地方税の約一割をまた国に払わなければならぬというのが、今日のすべての現状である。こゝういふ時期において、こゝういふきわめて無謀といつても差しつかえないような法案を出されるということとは、私はほんとうに地方自治体のために嘆かざるを得ないのでございます。かような意味におきまして、私もこの法案に賛成をするわけにはまいりません。

同時にまた、この法案がかりに、いま申し上げましたように効果があるとするならば、それは、この法案という名前につられて、いわゆる新産都市、工特という名前につられて、地価の値上がりをもたらして、事業はますます困難になるであらうということだけが残りはいないかと私には考えられる。こゝろ考えてまいりますと、結局この法案は欠陥だらけでありまして、どう考えましても未熟なものであつて、もう一度政府で練り直して出していただきたいということが申し上げられようかと存するのでございます。

以上、きわめて簡単ではございましたが、民社党のこの法案に対する反対の意思を率直に申し上げた次第でございます。

○議長(船田中君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。

本委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第二、証券取引法の一部を改正する法律案を議題といたします。

証券取引法の一部を改正する法律案

右

昭和四十年二月二十二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

証券取引法の一部を改正する法律

証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第二条第九項中「証券業者」を「証券会社」に、

「この法律により証券業を営むことができる」となつたを「第二十八条の規定により大蔵大臣の免許を受けた」に改める。

第十五条第二項及び第三項中「証券業者」を「証券会社」に改める。

「第三章 証券業者」を「第三章 証券会社」に改める。

第二十八条から第四十条までを次のように改める。

第二十八条 証券業は、大蔵大臣の免許を受けた株式会社でなければ、これを営むことができない。

前項の免許は、次に掲げる四種類とする。

一 有価証券の売買を行ふ業務の免許

二 有価証券の売買の媒介、取次ぎ及び代理並びに有価証券市場における売買取引の委託の媒介、取次ぎ及び代理を行ふ業務の免許

三 有価証券の引受け及び売出しを行ふ業務の免許

四 有価証券の募集及び売出しの取扱いを行ふ業務の免許

第二十九条 大蔵大臣は、前条第一項の免許に条件を附することができる。

前項の条件は、公益又は投資者保護のため必要と認められるものでなければならない。

第三十条 第二十八条第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書で大蔵大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本の額

三 取締役及び監査役の氏名

四 受けようとする免許の種類

五 本店その他の営業所の名称及び所在地

前項の免許申請書には、定款、会社登記簿の謄本、業務の方法を記載した書類その他大蔵省令で定める書類を添附しなければならない。

第三十一条 大蔵大臣は、証券業の免許をしようとするときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 免許申請者がその営もうとする業務を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、その者の当該業務の収支の見込みが良好

なものであること。

二 免許申請者が、その人的構成に照らして、その営もうとする業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。

三 免許申請に係る証券業が、その営まれる地域における有価証券の取引の状況、証券会社及びその営業所の数その他その地域における経済の状況に照らして、必要かつ適当なものであること。

第三十二条 大蔵大臣は、免許申請者が次の各号の一に該当する場合においては、第二十八条第一項の免許をしてはならない。

一 資本の額が、免許の種類、業務の態様及び営業所の所在地に応じ、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものであるとして政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三 第三十五条第一項の規定により、その受けているすべての種類の免許を取り消され又は申請に係る免許と同一種類の免許を取り消され、その取消の日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四 取締役(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条及び第三十五条第二項において同じ。)又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある会社であると

イ 破産者で復権を得ないもの
 ロ 禁錮以上の刑又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者

ハ 証券会社が第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許を取り消された場合において、その取消しの日以前三十日以内にその会社の取締役であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでのもの

ニ 第三十五条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役又は監査役でその処分を受けた日から五年を経過するまでのもの

第三十三条 証券会社は、次の場合においては、大蔵大臣の認可を受けなければならない。
 一 商号を変更しようとするとき。
 二 資本の額を変更しようとするとき。
 三 業務の方法を変更しようとするとき。
 四 支店その他の営業所を設置しようとするとき。

五 本店その他の営業所の位置を変更しようとするとき。
 六 支店以外の営業所を支店に変更しようとするとき。

第三十四条 次に掲げる事項は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。
 一 証券会社の合併又は営業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け

二 証券業の廃止(二種類以上の免許を受けている場合における一部の種類の免許に係る業務の廃止を含む)又は証券会社の解散の決議

第三十五条 大蔵大臣は、証券会社が次の各号の一に該当する場合においては、当該証券会社の免許を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十二条第一号又は第二号に該当することとなつたとき。
 二 法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の処分又は免許に附した条件に違反したとき。

三 業務又は財産の状況に照らし支払不能におちいるおそれがある場合において、投資者の損害の拡大を防止するためやむを得ないと認められるとき。

大蔵大臣は、証券会社の取締役又は監査役が第三十二条第四号イからニまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第二号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

第三十六条 大蔵大臣は、第二十八条第一項の免許をすることが適当でないと認めるときは、又は前条の規定に基づく処分をしようとするときは、免許申請者又は処分を受けることとなる証券会社に通知して、当該職員をして、当該免許申請者又は証券会社につき審問を行なわせなければならない。

大蔵大臣は、第二十八条第一項の免許若しくは第三十三条若しくは第三十四条の認可を若しくはしないこととしたとき、第二十九条第一項の規定により条件を附することとしたとき、又は前条の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面をもつて、その旨を免許申請者に通知しなければならない。この場合においては、当該免許又は認可をすることとしたときを除き、その理由を附記しなければならない。

第三十七条 証券会社は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 第三十条第一項第三号に掲げる事項に変更があつたとき。
 二 第三十二条第二号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。
 三 第四十三条ただし書の承認に係る業務を廃止したとき。

四 営業を中止し、又は再開したとき。
 五 支店その他の営業所を廃止し、又は支店を支店以外の営業所に変更したとき。

第三十八条 証券会社が解散し又はすべての証券業を廃止した場合においては、当該証券会社であつた者は、当該証券会社が行なつた有価証券の売買その他の取引を結了しなければならない。この場合において、当該証券会社であつた者は、その売買その他の取引の結了の目的の範囲内において、なおこれを証券会社とみなす。

前項の規定は、証券会社が二種類以上の免許を受けている場合において、その一部の種類の免許に係る業務を廃止したときに、これを準用する。

第三十九条及び第四十条 削除

第四十一条を削り、第四十一条の二中「証券業者を「証券会社」に改め、同条を第四十一条とする。

第四十二条及び第四十三条を次のように改める。

第四十二条 証券会社の常務に従事する取締役は、大蔵大臣の承認を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事し、又は事業を営んではならない。

第四十三条 証券会社は、証券業以外の業務を営むことができない。ただし、有価証券に関する業務で、当該証券会社が証券業を営む上において公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものについて、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第四十四条を削り、第四十三条の二中「証券業者」を「証券会社」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十五条から第四十九条までの規定中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第五十条 証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の売買その他の取引に関連し、株式その他の価格の変動する有価証券について、価格が騰貴し又は下落することの断定的判断を提供して勧誘する行為

二 有価証券の売買その他の取引につき、顧客に対して当該有価証券について生じた損失の全部又は一部を負担することを約して勧誘する行為

三 前二号に掲げるもののほか、有価証券の売買その他の取引に関する行為で投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるものとして大蔵省令で定める行為

第五十一条から第五十三条までの規定中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第五十四条を次のように改める。

第五十四条 大蔵大臣は、証券会社の業務又は財産の状況が次の各号の一に該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、業務の方法の変更、三箇月以内の期間を定めてその業務の全部及び一部の停止、財産の供託その他監督上必要な事項を命ずることができ

一 負債の合計金額の純財産額に対する比率が大蔵省令で定める率をこえた場合又はこえるおそれがある場合

二 金銭若しくは有価証券の借入れ、受託若しくは貸付け又は有価証券その他の資産の保有の状況が大蔵省令で定める健全性の準則に反した場合又は反するおそれがある場合

三 前二号に掲げる場合のほか、公益又は投資者保護のため業務又は財産の状況につき是正を加えることが必要の場合として大蔵省令で定める場合

前項第一号に規定する負債の合計金額及び純財産額は、政令で定めるところにより計算しなければならない。

第三十六条の規定は、第一項の規定による処分をする場合に、これを準用する。

第五十五条中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第五十五条の二を削り、第五十六条及び第五十七条を次のように改める。

第五十六条 証券会社は、有価証券の売買による利益の額が有価証券の売買による損失の額をこえるときは、大蔵省令で定めるところにより計算した金額を売買損失準備金として積み立てなければならない。

前項の準備金は、有価証券の売買による損失の額が有価証券の売買による利益の額をこえる場合においてその差額の補てんに充てるときは、使用してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第五十七条 証券会社は、資本の額に達するまでは、毎決算期において金銭による利益の配当額の五分の一以上を利益準備金として積み立てなければならない。

第五十七条の次に次の一条を加える。

第五十七条の二 証券会社は、有価証券の売買その他の取引の数量に応じ、証券取引責任準備金を積み立てなければならない。

前項の準備金は、有価証券の売買その他の取引に關して生じた事故による損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第一項の規定による準備金の積立てに關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第五十九条及び第六十条を次のように改める。

第五十九条及び第六十条 削除

第六十一条中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第六十二条から第六十四条までを次のように改める。

第六十二条 証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その営業所以外の場所での証券会社のために第二条第八項各号の一に該当する行為、第四十三条ただし書の承認に係る業務に属する行為又は有価証券の売買若しくは有価証券市場における

売買取引の委託の勧誘を行なう者(以下「外務員」という。)の氏名、生年月日その他大蔵省令で定める事項につき、大蔵省に備える外務員登録原簿(以下「登録原簿」という。)に登録を受けなければならない。

証券会社は、前項の規定により当該証券会社が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行なわせてはならない。

第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した登録申請書で大蔵大臣に提出し、かつ、政令で定めるところにより登録手数料を納めなければならない。

一 登録申請者の商号及びその代表者の氏名

二 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ 氏名、生年月日及び住所

ロ 所属する営業所の名称

ハ 役員又は使用人の別

ニ 外務員の職務を行なつたことの有無並びに外務員の職務を行なつたことのある者について、その所属していた証券会社及び営業所の商号及び名称並びにその行なつた期間

前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書、戸籍抄本その他大蔵省令で定める書類を添附しなければならない。

大蔵大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項に登録原簿に登録しなければならない。

大蔵大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、書面をもつて、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

第六十三条 大蔵大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号の一に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第三十二条第四号イからニまでに掲げる者の登録を取り消され、その取消の日から五年を経過するまでの者

二 第六十四条の三第一項の規定により外務員として登録されている者

三 第三十六条の規定は、前項の規定により登録を拒否する場合に、これを準用する。

第六十四条 外務員は、その所属する証券会社に代わつて、その有価証券の売買その他の取引に關し、一切の裁判外の行為を行なう権限を有するものとみなす。

前項の規定は、相手方が悪意であつた場合において、適用しない。

第六十四条の次に次の四条を加える。

第六十四条の二 証券会社は、第六十二条第一項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号の一に該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 第六十二条第三項第二号イからハまでに掲げる事項に変更があつたとき。

二 第三十二条第四号イ又はロの規定に該当することとなつたとき。

三 退職その他の理由により外務員の職務を行なわなかつたとき。

第六十四条の三 大蔵大臣は、登録を受けている

外務員が次の各号の一に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができると。

一 第三十二条第四号イからニまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は登録の當時第六十三条第二項各号の一に該当していたことが発見されたとき。

二 法令に違反したとき、その他外務員の職務に關して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

第三十六の規定は、前項の規定による処分をする場合に、これを準用する。

第六十四条の四 大蔵大臣は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に關する登録を抹消する。

一 前条の規定により外務員の登録を取り消したとき。

二 外務員の所屬する証券会社が解散し又はすべての証券業を廃止したとき。

三 退職その他の理由により外務員の職務を行なわなかつた事実が確認されたとき。

第六十四条の五 第二十八条から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令で定める。

第六十七条第一項中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第六十九条第一項第二号中「第三十一条第一項第九号イ乃至ホの一」を「第三十二条第四号イからニまでのいずれか」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項の規定により登録を拒否した場合において、

ては、遅滞なく、理由を記載した書面をもつて、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

第七十一条第三号及び第八十一条中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第八十三条第一項第三号中「証券業者」を「証券会社」に改め、同条第二項第二号中「第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項又は第五十九条の規定により登録」を「第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許」に改め、同項第三号中「第三十一条第一項第九号イ乃至ホの一」を「第三十二条第四号イからニまでのいずれか」に改める。

第九十条中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第九十一条を次のように改める。

第九十一条 削除

第一百条第四項及び第二百二条第一項中「第三十一条第一項第九号イ乃至ホの一」を「第三十二条第四号イからニまでのいずれか」に改める。

第二百二十八条第一項中「本店若しくは支店その他の営業所又は代理店」を「本店及び支店その他の営業所に改め、同条第二項中「又は代理店」を削る。

第二百五十六条の四第二項第三号中「第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項若しくは第五十九条の規定により登録」を「第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許」に改め、同項第四号イ中「第三十一条第一項第九号イからホ」を「第三十二条第四号イからニ」に改める。

第五百五十六條の九、第五百五十七條、第五百六十三條、第五百八十四條第一項及び第五百九十一条の二中「証券業者」を「証券会社」に改める。

証券取引法の一部を改正する法律案

第一百九十七條第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第二十八條第一項の規定による免許を受けずに証券業を営んだ者（同条第二項に掲げる種類別に受けた免許に係る業務以外の証券業を営んだ者を含む。）

第一百九十八條第三号及び第四号を削る。

第一百九十九條中「その行為をした」の下に「証券会社、」を加え、同条中第一号を第一号の六とし、同条の前に次の五号を加える。

一 第二十九條第一項の規定により附した条件に違反したとき

一の二 第三十三條の規定に違反したとき

一の三 第三十五條第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき

一の四 第四十三條ただし書の規定による承認を受けずに証券業以外の業務を営んだとき

一の五 第六十二條第二項の規定に違反して外務員の職務を行なわせたとき

第二百二十八條第三号中「第二十八條」を「第三十条、第六十二條」に改め、同条第三号の二を削り、同条第三号の三中「第四十三條の二」を「第四十四條」に改め、同条を同条第三号の二とし、同条第七号中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第二百五十五條第一号中「第三十条第四項（第三十三條第二項において準用する場合を含む。）」を「第四十一条の二第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 削除

第二百五十五條第五号中、第五十四條第一項を削り、同条第六号を次のように改める。

六 第四十二條の規定に違反した者

第二百五十五條第八号中「又は第五十五條の二」を削り、同条第九号から第十二号までを次のように改める。

める。

九 第六十四條の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで 削除

第二百八条中「証券業者若しくは代理店主（これらの者が会社であるときは、役員若しくは支配人）」を「証券会社」に改め、同条第二号中「第三十条第三項、第五十六条第一項乃至第三項、第六十二条、」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 第五十四條第一項の規定による命令に違反したとき

第二百八条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第五十六条、第五十七条又は第五十七條の二の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の証券取引法（以下「旧法」という。）の規定により証券業者の登録を受けている者で、引き続き証券業を営んでいるもの（改正後の証券取引法（以下「新法」という。）第二十八條第一項に規定する免許を受けた者を除く。以下「証券業者」という。）については、昭和四十三年三月三十一日までは、旧法（第五十五條の二及び第五十六条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

3 証券業者並びにその役員及び使用人については、新法第四十二條、第五十条、第五十四條、第五十六条から第五十七條の二まで及び第六十二条から第六十四條の四までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、これらの者をそれ

昭和四十四年四月三十日 衆議院會議録第四十号 証券取引法の一部を改正する法律案

九一六

ぞれ証券会社並びにその役員及び使用人となみなして、適用する。

4 この法律の施行の際現に証券業者の常務に従事する取締役で他の会社の常務に従事し又は事業を営んでいるものが、この法律の施行の日から一月以内に大蔵大臣にその旨の届出をした場合においては、当該取締役は、引き続き当該届出のあつた他の会社の常務に従事し又は事業を営んでいるときに限り、前項の規定により適用されることとなる新法第四十二條の規定にかかわらず、昭和四十一年三月三十一日までは、同条の承認を受けたものとみなす。

5 証券業者が旧法第五十六條第一項の規定による有価証券外務員の届出をしていない場合において、当該届出に係る使用人が、この法律の施行後引き続きその証券業者のために新法第六十二條第一項に定める外務員の職務を行なうときは、当該証券業者については、第三項の規定により適用されることとなる同条第一項の規定にかかわらず、昭和四十一年三月三十一日までは、当該使用人について、なお従前の例による。

6 証券業者が昭和四十三年四月一日以後引き続き証券業を営もうとするときは、昭和四十二年九月一日から同月三十日まで新法第三十條の規定による免許申請の手續をするものとする。

7 証券業者が昭和四十三年三月三十一日以前において廃業、登録の取消しその他の理由により証券業の全部又は一部を営まないこととなつた場合において、同日までに、当該営まないこととなつた証券業に係る有価証券の売買その他の取引を終了していないときは、旧法第六十四條第一項その他の規定は、同日後もなおその効力を有する。

を有する。

8 旧法第三十九條、第四十條第三項、第五十七條第一項若しくは第五十九條の規定により登録(支店その他の営業所若しくは代理店の登録を除く)を取り消され若しくは解任を命ぜられ、又は旧法の規定により罰金以上の刑に処せられた者は、その処分を受けた日において、新法第三十五條第一項若しくは第二項の規定により証券会社の受けているすべての種類の免許を取り消され若しくは解任を命ぜられ又は新法の規定により罰金以上の刑に処せられたものとみなす。

9 この法律の施行前(証券業者については、第二項の規定により旧法がなお効力を有する期間の経過前)にした行為及び第五項の規定により従前の例によることとされる証券業者の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四號)の一部を次のように改正する。

第四十條第五十號及び第五十一號を次のように改める。

五十 証券会社及び証券投資信託の委託会社を免許し、これらを監督すること。

五十一 証券業協会を登録し、これを監督すること。

第十條の二第三号を次のように改める。

三 証券会社を免許し、これを監督すること。

第十條の二第三号の次に次の一号を加える。

三の二 証券業協会及び証券業協会連合会を登録し、これらを監督すること。

条第五十號又は第十條の二第三号に規定する大蔵省の権限又は証券局の事務には、昭和四十三年三月三十一日までは、証券業者を登録し、これを監督することを含むものとする。

12 証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八號)の一部を次のように改正する。

第七條第二項第三号中「証券取引法第三十九條、第四十條第三項、第五十七條第一項若しくは第五十九條の規定により登録を」証券取引法第三十五條第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許に改め、同項第四号ハ中「証券業者が同法第三十九條、第四十條第三項、第五十七條第一項若しくは第五十九條の規定により登録を」証券会社が同法第三十五條第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許に改め、同号ニ中「第五十九條」を「第三十五條第二項」に改める。

第三十四條第一号中「第十條第一項」を「第九條第一項」に改める。

13 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第二百一十號)の一部を次のように改正する。

「証券業者」を「証券会社」に改める。

第十九條中「登録」を「受けているすべての種類の免許」に改める。

14 次に掲げる法律の規定中「証券業者」を「証券会社」に改める。

一 国民貯蓄債券法(昭和二十七年法律第六百六十四號)第六條第二項

二 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十號)第五十三條第二項第二号及び第三項

三 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六號)第二條第二号

15 昭和四十三年三月三十一日までは、前二項の規定による改正後の法律の規定の適用については、証券業者は、証券会社とみなす。

理由

証券業の公共性及び最近における有価証券取引の事情にかんがみ、証券業者の社会的地位の向上及び投資者保護に資するため、証券業を免許制とするとともに、証券外務員につき登録制を採用することとし、あわせて所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長吉田重延君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔吉田重延君登壇〕

○吉田重延君 ただいま議題となりました証券取引法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、証券業の公共性及び最近における有価証券取引の事情にかんがみまして、証券業者の社会的地位の向上と投資者の保護をはかるため、次の諸点について改正を行なうとするものであります。

第一に、証券業を登録制から免許制に改めるとして、免許の審査基準としては、十分な財産的基礎と良好な収支見込み、適正な人的構成及び地域的妥当性の三点を規定し、また、免許は、自己

売買業務、委託売買業務、引き受け業務及び売りさばき業務の四種類に区分して業務別に与えることとし、なお、免許には条件を付することができるとにいたしております。

第二に、免許制の採用に伴いまして、その趣旨に従い、必要な事項を認可の対象とすること、経営の不健全化等を防止するためは正保全の命令を行ない得ること、内部留保の充実による経営の安定をはかるため、売買損失準備金、利益準備金及び証券取引責任準備金の三準備金を設けること、証券取引に関連する証券会社及びその役員員の行為について特別に規制を行なうこと、証券会社の常務に従事する役員員の兼職、兼業を承認事項とすること等の規定を設けております。

第三に、外務員が顧客との間で行なう証券取引に対する証券会社の責任を明確にして、投資者の保護と証券業の信用の向上をはかることとに、外務員を登録制とし、これを大蔵大臣の監督下に置いて取り締まることといたしております。

なお、附則におきまして、改正に伴う経過規定を設け、現在の登録証券業者については、昭和四十四年三月三十一日まで旧法が引き続いてなおその効力を有するものとしたしております。

本法律案につきましては、参考人より意見を聴取する等、慎重審査の後、去る二十七日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決となりました。

なお、本案に対しましては、全会一致をもって附帯決議を付することに決しました。

附帯決議の要旨は、業務別免許制の採用を契機として、わが国の実情に即しつつ職能分化が進んで行なわれるよう配慮すること、政令、省令の制定等改正法の運用については本委員会の意を体し

て慎重に配慮すること、証券業協会、証券取引所及び有価証券の発行制度等の整備改善をすみやかに進めようこと等により、投資者の保護に万全を期すべきであるというものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 農地管理事業団法案(内閣提出)

日程第四 酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第三、農地管理事業団法案、日程第四、酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

右 農地管理事業団法案
右 国会に提出する。
昭和四十四年二月二十三日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

農地管理事業団法

第二章 役員及び職員(第九条—第十九条)
第三章 業務(第二十条—第三十七条)
第四章 財務及び会計(第三十八条—第四十九条)
第五章 監督(第五十条—第五十一条)
第六章 雑則(第五十二条—第五十六条)
第七章 罰則(第五十七条—第五十九条)
附則

第一章 総則
(目的)
第一条 農地管理事業団に、農地等に係る権利の取得が農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資することとなるように適正四指に行なわれることを促進するため、これに必要な業務を行なうことにより、農業構造の改善に寄与することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「農地」とは、採草放牧地とは、それぞれ、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地をいい、「附帯施設」とは、農地又は採草放牧地の農業上の利用のために必要な土地、立木、工作物又は水の使用に関する権利をいう。
(法人格)
第三条 農地管理事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。
(事務所)
第四条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。
2 事業団は、農林大臣の認可を受けて、必要に地に従たる事務所を置くことができる。
(資本金)

第五条 事業団の資本金は、一億円とし、政府がその全額を出資する。
2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。
3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。
(登記)
第六条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。
(名称の使用制限)
第七条 事業団でない者は、農地管理事業団という名称を用いてはならない。
(民法の準用)
第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。
第二章 役員及び職員
(役員)
第九条 事業団に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。
(役員の職務及び権限)
第十条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。
2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。
4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

(役員任期)

第十二条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。
2 理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員任期)

第十三条 役員は、再任されることができる。
第十四条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員欠格事項)

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
第十六条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代表権の制限)

第十七条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。
第十八条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十九条 事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の範囲)

第二十条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。
一 農地、採草放牧地又は附帯施設（以下「農地等」という。）の売買又は交換のあつせんを行なうこと。
二 農地等の取得に必要な資金の貸付けを行なうこと。
三 農地等の買入れ、交換及び売渡しを行なうこと。
四 農地等の借受け及び借受けに係る農地等の貸付けを行なうこと。
五 農地等を貸付けの方法により運用すること

(業務執行の方針)

第二十一条 農林大臣は、農林大臣が次条の規定により指定した業務実施地域の区域（その区域が第二十三条の規定により変更されたときは、その変更後の区域）内にある農地又は採草放牧地及びその農地又は採草放牧地に係る附帯施設につき、前条第一項第一号から第五号までに掲げる業務を行なうものとする。
第二十二条 農林大臣は、都道府県知事の申出に基づき、一定の区域を事業団の業務実施地域として指定するものとする。
第二十三条 農林大臣は、都道府県知事の申出に基づき、関係市町村に協議し、かつ、都道府県農業会議の意見をきかなければならない。
2 都道府県知事は、前項の申出をしようとするときは、関係市町村に協議し、かつ、都道府県農業会議の意見をきかなければならない。
3 第一項の規定による指定は、国土資源の総合的な利用の見地からみてその区域内における土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められる農業地域で、その区域内における農地保有の合理化等農業構造の改善を図るためその区域内にある農地及び採草放牧地についての権利の取得を適正円滑にすることが特に必要と認められるものについて、するものとする。

第二十四条 農林大臣は、事業団の業務実施地域が第二十二条第三項の指定の要件に適合しなくなつたときは、都道府県知事の意見をきき、その指定を解除するものとする。
2 第二十二條第四項の規定は、前項の場合に準用する。
第二十五条 事業団の業務実施地域の指定、その区域の変更又はその指定の解除があつた場合における事業団の業務及び第五十四条第一項の規定による通知に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(業務執行の方針)

第二十六条 事業団の業務は、農業を営む個人又は農業生産法人（農地法第二條第七項に規定する農業生産法人をいう。以下この条において同じ。）で、その農業経営を次に掲げる経営にすることを目標として改善するため農地又は採草放牧地を取得し、又は借り受けようとするもののその取得又は借受けを促進するように行なわなければならない。
一 農業を営む個人にあつては、農業基本法（昭和三十六年法律第二百七号）第十五条に規

(業務執行の方針)

第二十七条 農林大臣は、事業団の業務実施地域が第二十二條第三項の指定の要件に適合しなくなつたときは、都道府県知事の意見をきき、その指定を解除するものとする。
2 第二十二條第四項の規定は、前項の場合に準用する。
第二十八条 事業団の業務実施地域の指定、その区域の変更又はその指定の解除があつた場合における事業団の業務及び第五十四条第一項の規定による通知に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(業務執行の方針)

第二十九条 農林大臣は、事業団の業務実施地域が第二十二條第三項の指定の要件に適合しなくなつたときは、都道府県知事の意見をきき、その指定を解除するものとする。
2 第二十二條第四項の規定は、前項の場合に準用する。
第三十条 事業団の業務実施地域の指定、その区域の変更又はその指定の解除があつた場合における事業団の業務及び第五十四条第一項の規定による通知に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(業務執行の方針)

第三十一条 農林大臣は、事業団の業務実施地域が第二十二條第三項の指定の要件に適合しなくなつたときは、都道府県知事の意見をきき、その指定を解除するものとする。
2 第二十二條第四項の規定は、前項の場合に準用する。
第三十二条 事業団の業務実施地域の指定、その区域の変更又はその指定の解除があつた場合における事業団の業務及び第五十四条第一項の規定による通知に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(業務執行の方針)

第三十三条 農林大臣は、事業団の業務実施地域が第二十二條第三項の指定の要件に適合しなくなつたときは、都道府県知事の意見をきき、その指定を解除するものとする。
2 第二十二條第四項の規定は、前項の場合に準用する。
第三十四条 事業団の業務実施地域の指定、その区域の変更又はその指定の解除があつた場合における事業団の業務及び第五十四条第一項の規定による通知に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(業務執行の方針)

第三十五条 農林大臣は、事業団の業務実施地域が第二十二條第三項の指定の要件に適合しなくなつたときは、都道府県知事の意見をきき、その指定を解除するものとする。
2 第二十二條第四項の規定は、前項の場合に準用する。
第三十六条 事業団の業務実施地域の指定、その区域の変更又はその指定の解除があつた場合における事業団の業務及び第五十四条第一項の規定による通知に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(業務執行の方針)

第三十七条 農林大臣は、事業団の業務実施地域が第二十二條第三項の指定の要件に適合しなくなつたときは、都道府県知事の意見をきき、その指定を解除するものとする。
2 第二十二條第四項の規定は、前項の場合に準用する。
第三十八条 事業団の業務実施地域の指定、その区域の変更又はその指定の解除があつた場合における事業団の業務及び第五十四条第一項の規定による通知に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第三十九条 農林大臣は、事業団の業務実施地域が第二十二條第三項の指定の要件に適合しなくなつたときは、都道府県知事の意見をきき、その指定を解除するものとする。
2 第二十二條第四項の規定は、前項の場合に準用する。
第四十条 事業団の業務実施地域の指定、その区域の変更又はその指定の解除があつた場合における事業団の業務及び第五十四条第一項の規定による通知に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(業務執行の方針)

第四十一条 農林大臣は、事業団の業務実施地域が第二十二條第三項の指定の要件に適合しなくなつたときは、都道府県知事の意見をきき、その指定を解除するものとする。
2 第二十二條第四項の規定は、前項の場合に準用する。
第四十二条 事業団の業務実施地域の指定、その区域の変更又はその指定の解除があつた場合における事業団の業務及び第五十四条第一項の規定による通知に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(業務執行の方針)

第四十三条 農林大臣は、事業団の業務実施地域が第二十二條第三項の指定の要件に適合しなくなつたときは、都道府県知事の意見をきき、その指定を解除するものとする。
2 第二十二條第四項の規定は、前項の場合に準用する。
第四十四条 事業団の業務実施地域の指定、その区域の変更又はその指定の解除があつた場合における事業団の業務及び第五十四条第一項の規定による通知に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(業務執行の方針)

第四十五条 農林大臣は、事業団の業務実施地域が第二十二條第三項の指定の要件に適合しなくなつたときは、都道府県知事の意見をきき、その指定を解除するものとする。
2 第二十二條第四項の規定は、前項の場合に準用する。
第四十六条 事業団の業務実施地域の指定、その区域の変更又はその指定の解除があつた場合における事業団の業務及び第五十四条第一項の規定による通知に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(業務執行の方針)

第四十七条 農林大臣は、事業団の業務実施地域が第二十二條第三項の指定の要件に適合しなくなつたときは、都道府県知事の意見をきき、その指定を解除するものとする。
2 第二十二條第四項の規定は、前項の場合に準用する。
第四十八条 事業団の業務実施地域の指定、その区域の変更又はその指定の解除があつた場合における事業団の業務及び第五十四条第一項の規定による通知に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(業務執行の方針)

第四十九条 農林大臣は、事業団の業務実施地域が第二十二條第三項の指定の要件に適合しなくなつたときは、都道府県知事の意見をきき、その指定を解除するものとする。
2 第二十二條第四項の規定は、前項の場合に準用する。
第五十条 事業団の業務実施地域の指定、その区域の変更又はその指定の解除があつた場合における事業団の業務及び第五十四条第一項の規定による通知に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(業務執行の方針)

第五十一条 農林大臣は、事業団の業務実施地域が第二十二條第三項の指定の要件に適合しなくなつたときは、都道府県知事の意見をきき、その指定を解除するものとする。
2 第二十二條第四項の規定は、前項の場合に準用する。
第五十二条 事業団の業務実施地域の指定、その区域の変更又はその指定の解除があつた場合における事業団の業務及び第五十四条第一項の規定による通知に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(業務執行の方針)

第五十三条 農林大臣は、事業団の業務実施地域が第二十二條第三項の指定の要件に適合しなくなつたときは、都道府県知事の意見をきき、その指定を解除するものとする。
2 第二十二條第四項の規定は、前項の場合に準用する。
第五十四条 事業団の業務実施地域の指定、その区域の変更又はその指定の解除があつた場合における事業団の業務及び第五十四条第一項の規定による通知に關し必要な経過措置は、政令で定める。

定する自立経営

二 農業生産法人にあつては、その常時従事者（農地法第二條第七項第二号に規定する常事従事者をいう。）たる構成員が、正常な能力を發揮しながら就業し、かつ、他産業従事者と均衡する所得を確保することができたる経営（貸付金の利率、償還期間及び償還方法）

第二十七條 第二十条第一項第二号の規定による貸付けに係る資金（以下「貸付金」という。）の利率は、年三分とし、その償還期間（据置期間を含む。）は、三十年以内とし、その償還は、元利均等年賦支払の方法（据置期間に係る利子については、その各年に係る利子につき当該各年支払の方法）によるものとする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者（その一般承継人を含む。以下「借受人」という。）は、いつでも繰上償還をすることができたる。

（貸付金の一時償還）
第二十八條 事業団は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、当該借受人に対し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができたる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用した場合

二 償還金の支払を怠った場合

三 貸付金に係る農地又は採草放牧地の全部又は一部が当該借受人の耕作又は養畜の事業に供されなくなつた場合（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による交換分合によつてその土地が当該借受人の耕作又は養畜の事業に供されなくなつた場合その他農林省令で定める場合を除く。）

四 前三号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反した場合

2 事業団は、前項各号に掲げる場合のほか、農地又は採草放牧地ごとに、貸付金の貸付けを受けた者又はその一般承継人（農林省令で定めるものを除く。）が現に耕作又は養畜の事業に供している農地又は採草放牧地の面積が、当該貸付金に係る農地又は採草放牧地の面積と当該貸付けを受けた者がその貸付けを受けた時において耕作又は養畜の事業に供していた農地又は採草放牧地の面積との合計に政令で定める一定割合を乗じて得た面積を下ることとなつた場合には、前条の規定にかかわらず、当該貸付けを受けた者又はその一般承継人に対し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができたる。ただし、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律により農地又は採草放牧地を収用され、又は使用されたため当該一定割合を乗じて得た面積を下ることとなつた場合その他農林省令で定める場合は、この限りでない。

（支払の猶予）

第二十九條 事業団は、災害その他やむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

（対価の支払）

第三十條 第二十条第一項第三号の規定による売渡しの対価（以下この条において「対価」という。）の支払は、支払期間（据置期間を含む。）三十年以内、利率年三分の元利均等年賦支払の方法（据置期間に係る利子については、その各年に係る利子につき当該各年支払の方法）によるものとする。

のとする。ただし、当該売渡しに係る農地等を買い受ける者の申出があつたときは、その対価の全部又は一部につき一時支払の方法によるものとする。

2 第二十七條ただし書、第二十八條（同条第一項第一号を除く。）及び前条の規定は、対価の支払について準用する。この場合において、第二十七條ただし書中「貸付金の貸付けを受けた者（その一般承継人を含む。以下「借受人」という。）」とあるのは「第二十条第一項第三号の規定による売渡しを受けた者（その一般承継人を含む。以下「買受人」という。）」と、第二十八條第一項中「借受人」とあるのは「買受人」と、前条」とあるのは「第三十条第一項」と、「当該借受人」とあるのは「当該買受人」と、「貸付金に係る農地又は採草放牧地」とあるのは「第二十条第一項第三号の規定による売渡しに係る農地又は採草放牧地」と、「貸付けの条件」とあるのは「売渡しの条件」と、同条第二項中「貸付金の貸付けを受けた者」とあるのは「第二十条第一項第三号の規定による売渡しを受けた者」と、「当該貸付金」とあるのは「当該貸付け」とあるのは「当該売渡し」と、「その貸付け」とあるのは「その売渡し」と、「前条」とあるのは「第三十条第一項」と読み替へるものとする。

（買戻権）

第三十一條 事業団は、第二十条第一項第三号の規定による売渡しをする場合には、農林省令で定める基準に従ひ、民法第五百七十九條の定めるところにより、買戻しの特約をつかなければならない。

2 前項の特約に基づく買戻権は、農地又は採草放牧地ごとに、次の各号に掲げる場合に限り、行使することができる。

行使することができる。

一 当該特約に係る売渡しを受けた農地又は採草放牧地の全部又は政令で定める一定割合の部分（その売渡しを受けた者又はその一般承継人の耕作又は養畜の事業に供されなくなつた場合）

二 前号に掲げる場合のほか、当該特約に係る売渡しを受けた者又はその一般承継人（農林省令で定めるものを除く。）が現に耕作又は養畜の事業に供している農地又は採草放牧地の面積が、当該売渡しに係る農地又は採草放牧地の面積と当該売渡しを受けた者がその売渡しを受けた時において耕作又は養畜の事業に供していた農地又は採草放牧地の面積との合計に政令で定める一定割合を乗じて得た面積を下ることとなつた場合

3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合に該当することとなつた日から起算して三年を経過した場合、土地改良法による交換分合によつて同項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合その他農林省令で定める場合には、第二項の特約に基づく買戻権は、行使することができない。

（信託法の特例）

第三十二條 事業団への信託の委託者又はその一般承継人は、受益者となり、信託の利益の全部を受ける。

2 事業団は、他の者と共同して信託の引受けをすることができない。

3 事業団は、その引き受けた信託に係る事務を他の者に委託して処理させることができない。

第三十三條 事業団については、信託法（大正十一年法律第六十二号）第二十二條第一項ただし

書、第二十三条、第四十六条、第四十七条及び第五十八条に規定する裁判所の権限は、農林大臣の権限に属する。

第三十四条 事業団への信託は、信託法第五十六条の規定によるほか、事業団が受託者の任務を辞し、又は同法第四十七条の規定により解任された場合には、終了する。

第三十五条 事業団への信託には、信託法第七條、第二十六条、第四十一条、第四十四条、第四十五条、第四十八条、第四十九条及び第六十六条から第七十三条までの規定は、適用しない。

(業務の委託)

第三十六条 事業団は、農林大臣の認可を受けて、農林中央金庫、農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合連合会その他の金融機関に対し、第二十条第一項第二号に掲げる業務、同項第三号に掲げる業務のうち買入れ又は売渡しの対価及び交換差金の支払及び徴収に関するもの並びに同項第四号に掲げる業務のうち借受け又は貸付けに係る対価の支払及び徴収に関するものの一部を委託することができる。

2 事業団は、農林大臣の認可を受けて、地方公共団体に対し、その業務(第三十二条第三項に規定する事務及び前項に規定するものを除く)の一部を委託することができる。

3 第一項に規定する金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

4 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員であつて当該委託業務に従

事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第三十七条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第三十八条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第三十九条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第四十条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対象表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。(利益及び損失の処理並びに納付金)

第四十一条 事業団は、毎事業年度、損益計算に

おいて利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金に關し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び農地管理事業団債券)

第四十二条 事業団は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は農地管理事業団債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による

一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、農林大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(政府の保証)

第四十三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

第四十四条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたて、農林大臣の認可を受けなければならない。

(交付金の交付)

第四十五条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、その業務に要する費用の一部に相当する金額を交付するものとする。

(余裕金を運用)

第四十六条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

(財産の処分等の制限)

第四十七条 事業団は、農林省令で定める重要な財産を譲り渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。ただし、第二十条第一項第三号の規定による農地等の交換及び売却並びに同項第五号の規定による信託の引受けに係る農地等の売却をしようとするときは、この限りでない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十八条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(農林省令への委任)

第四十九条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第五十条 事業団は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十一条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、事業団若しくは第三十六条第一項若しくは第二項の規定により

業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)

に對し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に事業団若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、關係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第五十二条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(農地又は採草放牧地の譲渡に係る所得税の軽減)

第五十三条 個人がその所有する農地又は採草放牧地を事業団に譲り渡した場合、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の定めるところにより、当該譲渡に係る所得税法(昭和四十年法律第 号)第三十三条第一項に規定する譲渡所得についての所得税を軽減する。

(事業団に対する農地又は採草放牧地の権利移動の通知義務等)

第五十四条 事業団の業務実施地域の区域内にある農地又は採草放牧地の所有者は、その農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的と

する権利を設定しようとするときは、農林省令で定めるところにより、あらかじめ、当該農地又は採草放牧地の所在の場所及び面積、当該権利の種類その他農林省令で定める事項を書面で事業団に通知しなければならない。ただし、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。)にするためこれらの土地について当該権利を移転し、又は設定しようとする場合、当該権利の移転又は設定を受けようとする者が国、都道府県又は事業団である場合その他農林省令で定める場合は、この限りでない。

2 事業団は、前項の規定による通知を受けた場合において、第二十六条に規定する者がその農業経営を改善するため当該通知に係る農地又は採草放牧地を取得し、又は借り受ける必要があると認められるときは、その必要と認められる理由を示して、当該通知をした者に対し、当該農地若しくは採草放牧地をその第二十六条に規定する者に対して譲り渡すようあつせんを行なう旨又は当該農地若しくは採草放牧地を事業団が買い入れ、若しくは借り受けた旨の申出を書面で行なうものとする。

3 第一項の規定による通知をした者は、当該通知をした日から十日を経過する日まで(その期間内に事業団から前項の規定による申出があつたときは、その申出を受けた日から二十日を経過する日まで)は、当該通知に係る権利の移転又は設定をする契約を締結してはならない。ただし、事業団から前項の申出をしない旨の通知があつた後は、この限りでない。

(大蔵大臣との協議)

第五十五条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三十六条第一項若しくは第二項、第三十七

七条第一項、第三十九条、第四十二条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第四十四条又は第四十七条の規定による許可をしようとするとき。

二 第三十七条第二項、第四十七条又は第四十九条の規定により農林省令を定めようとするとき。

三 第四十条第一項又は第四十八条の規定による承認をしようとするとき。

四 第四十六条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第五十六条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

(罰則)

第五十七条 第五十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合、その違反行為をした事業団又は受託者たる金融機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十六条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第五十条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

第五十九条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第七条の規定に違反した者

二 第五十四条第一項の規定によりなすべき通知をしないで、同項に規定する権利の移転又は設定をする契約を締結した者

三 第五十四条第一項に規定する通知について、虚偽の通知をした者

四 第五十四条第三項の規定に違反して、同項に規定する期間内に同項の契約を締結した者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 農林大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 農林大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六条 この法律の施行の際現に農地管理事業団という名称を使用している者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 事業団の最初の事業年度は、第三十八条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第三十九条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(農地法の一部改正)

第九条 農地法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 農地管理事業団が農地管理事業団法(昭和四十年法律第 号)第二十條第一項第三号から第五号までに掲げる業務としてこれらの権利の設定若しくは移転を受け、又はこれらの権利の設定若しくは移転をする場合

第三條第二項第六号中「一時貸し付けようとする場合」の下に、「農地管理事業団がその土地を一時貸し付けようとする場合」を加える。

第六條第六項中「及び第九号」を、「第九号及び第十一号」に改める。

第七條第一項中第十一号を第十三号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一 農地管理事業団が農地管理事業団法第二十條第一項第四号に掲げる業務として借り受けている小作地又は小作採草放牧地

十二 農地管理事業団が所有する小作地又は小作採草放牧地で、農地管理事業団法第二十條第一項第三号に掲げる業務として交換若しくは売渡しをするまでの間一時貸し付けているもの又は同項第五号に掲げる業務に係る信託財産であるもの

第八條第一項第二号中「及び第九号」を、「第九号及び第十一号」に改める。

第二十條第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 合意による解約が民事調停法による農事調停によつて行なわれる場合

二 解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が、農地管理事業団法第二十條第一項第四号に掲げる業務として農地管理事業団が借り受け、又は貸し付けている土地につき行なわれる場合

(解約の申入れ又は合意による解約にあつてはこれらの行為によつて賃貸借の終了する日、賃貸借の更新をしない旨の通知にあつてはその賃貸借の期間の満了する日が農地管理事業団の借受けの期間が満了することとなる日前一年以内でない場合を除く。)

三 解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が信託事業又は農地管理事業団法第二十條第一項第五号に掲げる業務に係る信託財産につき行なわれる場合(その賃貸借がその信託財産に係る信託の引受け前既に存していたものである場合及び解約の申入れ又は合意による解約にあつてはこれらの行為によつて賃貸借の終了する日、賃貸借の更新をしない旨の通知にあつてはその賃貸借の期間の満了する日がその信託に係る信託行為によりその信託が終了することとなる日前一年以内でない場合を除く。)

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「金属鉱物探鉱促進事業団」の下に、「農地管理事業団」を加える。

(登録税法の一部改正)

第十一條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「漁業共済基金」の下に、「農地管理事業団」を、「漁業災害補償法」の下に「農地管理事業団法」を加え、同条第十八号中「雇用促進事業団」の下に、「農地管理事業団」を加え、同条第二十四号ノ二の次に次の一号を加える。

二十四ノ三 農地管理事業団が農地管理事業団法第二十條第一項第二号又ハ第三号ノ業

務ノ為ニスル土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十二ノ三の次に次の一号を加える。

六ノ十二ノ四 農地管理事業団ノ発スル証書、帳簿

(租税特別措置法の一部改正)

第十三条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第七十七条の三の次に次の一条を加える。

(農地管理事業団のあつせん等により取得する農地等の所有権取得の登記の税率の軽減)

第七十七条の四 昭和四十年九月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に農地管理事業団法(昭和四十年法律第 号)第二十

第一条第一号の規定による売買のあつせんにより取得した耕作又は養畜の用に供する土地(当該取得に要した資金の額のうち政令で定める額につき同項第二号の規定による資金の貸付けを受けて取得したものに限る。)及び同項第三号の規定による売渡しにより取得した耕作又は養畜の用に供する土地(当該売渡しの対価の額のうち政令で定める額の支払が同法第三十条第一項に規定する元利均等年賦支払の方法によるものに限る。)の所有権の取得の登記については、その登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものにより、登録税法第二十一条第一号第三号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六とする。

昭和四十年四月三十日 衆議院會議録第四十号

2 前項に規定する期間内に農地管理事業団法

第二十条第一項第一号の規定によるあつせん

に係る交換又は同項第三号の規定による交換により取得した耕作又は養畜の用に供する土地の所有権の取得の登記については、その登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該交換後一年以内に登記を受けるものにより、登録税法第二十一条第一項第三号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六とする。

(所得税法の一部改正)

第十四条 所得税法の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中農地開発機械公園の項の次に次のように加える。

農地管理事業団 農地管理事業団法(昭和四十年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第十五条 法人税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中農地開発機械公園の項の次に次のように加える。

農地管理事業団 農地管理事業団法(昭和四十年法律第 号)

(地方税法の一部改正)

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本蚕蠶事業団」の下に、「農地管理事業団」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

二十 農地管理事業団が農地管理事業団法(昭和四十年法律第 号)第二十條第一項

第三号に規定する業務の用に供する不動産

第三百四十八條第二項第二号中「農地開発機械公園」の下に、「農地管理事業団」を加え、同項に次の一号を加える。

二十五 農地管理事業団が農地管理事業団法第二十条第一項第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

附則に次の二項を加える。

55 農地管理事業団法第二十條第一項第一号の規定による売買のあつせんにより耕作又は養畜の用に供する土地を取得した場合(当該取得に要した資金の額のうち政令で定める額につき同項第二号の規定による資金の貸付けを受けて受得した場合に限る。)及び同項第三号の規定による売渡しにより耕作又は養畜の用に供する土地を取得した場合(当該取得の対価の額のうち政令で定める額の支払が同法第三十条第一項に規定する元利均等年賦支払の方法による場合に限る。)における当該土地の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和四十年三月三十一日までに行なわれたときに限り、当該土地の価格に同法第二十條第一項第一号の規定による売買のあつせんに係る当該土地の取得に要した資金の額に対する同項第二号の規定による当該土地の取得に係る貸付金の額の割合又は同項第三号の規定による売渡しに係る当該土地の取得の対価の額に対する当該土地の取得の対価の額のうち同法第三十条第一項に規定する元利均等年賦支払の方法によつた額の割合を乗じて得た額に政令で定める率を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

最近における農業の動向にかんがみ、農業構造の改善を図るため、農地等に係る権利の取得が農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資することとなるように適正円滑に行なわれることを旨として、その促進に必要な業務を行なう機関として、農地管理事業団を設立し、その組織、業務、財務、会計等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案

56 農地管理事業団法第二十條第一項第一号の規定によるあつせんに係る交換又は同項第三号の規定による交換により耕作又は養畜の用に供する土地を取得した場合における当該土地の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和四十三年三月三十一日までに行なわれたときに限り、当該交換によつて失つた土地の価格に相当する額を価格から控除するものとする。

(行政管理局設置法の一部改正)

第十七條 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第十二号中「日本蚕蠶事業団」の下に、「農地管理事業団」を加える。

(農林省設置法の一部改正)

第十八條 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 農地管理事業団の指導監督を行なうこと。

第十條第二項中「第三号」を「第三号の二」に改める。

理由

最近における農業の動向にかんがみ、農業構造の改善を図るため、農地等に係る権利の取得が農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資することとなるように適正円滑に行なわれることを旨として、その促進に必要な業務を行なう機関として、農地管理事業団を設立し、その組織、業務、財務、会計等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案

九三三

農地管理事業団法案外二案

九三三

九三三

九三三

を提出する理由である。

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案

右

昭和四十年二月二十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律

(酪農振興法の一部改正)

第一条 酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中第一章 総則(第一条、第二条)を

「第一章 総則(第一条、第二条)」を

第一章の二 酪農近代化基本方針及び酪農近代化計画(第二条の二、第二条の四)に、

第二章の二 酪農経営改善計画(第十八条、第十八章 生乳等の取引(第十九条、第二十四条の二、第三)を、第三章 生乳等の取引(第十八条、第二十四条の二)に、第二十四条の三を「第二十四条の三、第二十四条の四」に改める。

第二十四条の三、第二十四条の四に改める。

第二十四条の三、第二十四条の四に改める。

第二十四条の三、第二十四条の四に改める。

第二十四条の三、第二十四条の四に改める。

第二十四条の三、第二十四条の四に改める。

第二十四条の三、第二十四条の四に改める。

第二十四条の三、第二十四条の四に改める。

第二十四条の三、第二十四条の四に改める。

第二十四条の三、第二十四条の四に改める。

第二十四条の三、第二十四条の四に改める。

第二十四条の三、第二十四条の四に改める。

第二十四条の三、第二十四条の四に改める。

酪農の健全な発達を促進し、あわせて牛乳及び乳製品の安定的な供給に資することを目的とする。

第二条に次の一項を加える。

3 この法律において「草地」とは、主として家畜の放牧又はその飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地をいう。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 酪農近代化基本方針及び酪農近代化計画

(酪農近代化基本方針)

第二条の二 農林大臣は、政令で定めるところにより、酪農の近代化を図るための基本方針(以下「酪農近代化基本方針」という。)を定めなければならない。

2 酪農近代化基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生乳の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の長期見通し及び生乳の地域別の生産数量の目標

二 近代的な酪農経営の基本的指標

三 集乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項

四 その他酪農の近代化に関する重要事項

3 農林大臣は、生乳の需給事情、農業事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、酪農近代化基本方針を変更するものとする。

4 農林大臣は、酪農近代化基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、酪農審議会の意見を聞かなければならない。

5 農林大臣は、酪農近代化基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県酪農近代化計画)

第二条の三 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県における酪農の近代化を図るための計画(以下「都道府県酪農近代化計画」という。)を作成し、農林大臣の認定を受けることができる。

2 都道府県酪農近代化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、酪農近代化基本方針の内容と調和するものでなければならない。

一 生乳の生産数量の目標

二 その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの自然的経済的条件に應ずる近代的な酪農経営方式の指標

三 酪農経営における乳牛の飼養規模の拡大に関する事項

四 飼料の自給度の向上に関する事項

五 集乳及び乳業の合理化に関する事項

六 その他酪農の近代化を図るために必要な事項

3 都道府県知事は、第一項の認定に係る都道府県酪農近代化計画を、政令で定めるところにより、その変更の内容につき農林大臣の認定を受けなければならない。

4 都道府県知事は、都道府県酪農近代化計画につき第一項の認定を受けたときは、遅滞なく、当該計画を公表しなければならない。同様とする。

項の認定に係る都道府県酪農近代化計画の変更の内容につき前項の認定を受けた場合におけるその変更の内容についても、同様とする。

(市町村酪農近代化計画)

第二条の四 市町村長は、次に掲げる事項が市町村における酪農の合理的な発展を図るために必要なものとして省令で定める基準に適合する場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村における酪農の近代化を図るための計画(以下「市町村酪農近代化計画」という。)を作成し、都道府県知事の認定を受けることができる。

一 その区域内における乳牛の飼養頭数及び飼養密度

二 その区域内の農用地の利用に関する条件

三 その区域内で生産される生乳の販売に関する条件

2 市町村酪農近代化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、前条第一項の認定に係る都道府県酪農近代化計画の内容と調和するものでなければならない。

一 生乳の生産数量の目標

二 乳牛の飼養頭数の目標

三 その区域内の農業者の酪農経営の条件に應ずる酪農経営の改善の目標

四 乳牛の導入、育成その他酪農経営における乳牛の飼養規模の拡大のための措置

五 草地の造成、改良及び保全、飼料作物の作付その他飼料の自給度の向上のための措置

六 生乳の生産者の共同集乳組織の整備その他集乳の合理化のための措置

七 その他酪農の近代化を図るために必要な事項

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の

認定に係る市町村酪農近代化計画について準用する。この場合において、同条第三項中「農林大臣とあるのは、『都道府県知事』と読み替へるものとする。

第三条第一項中「必要と認められる一定の区域」を「相当と認められる一定の区域であつて、生乳の円滑な供給に資するため生乳の濃密生産団地として形成することが必要と認められるもの」に改め、同条第二項中「酪農振興計画」を「集約酪農振興計画」に改め、同項第三号中「生乳の生産者の共同集乳組織の整備」を「集乳」に改め、同条第三項中「酪農振興計画」を「集約酪農振興計画」に改め、同条第四項中「合理的な酪農経営の成立」を「近代的な酪農経営の成立及び合理的な生乳の濃密生産団地の形成」に、「酪農振興計画」がその区域における酪農の振興の方法」を「集約酪農振興計画が第二条の三第一項の認定に係る都道府県酪農近代化計画に即してその区域における酪農の振興を図るための方法」に改め、同項第一号中「農業労働条件」を削り、同項第二号中「その区域における輸送条件その他その区域内で生産される生乳についての共同集乳組織及び乳業の成立のための条件」を「その区域における生乳の生産状況、輸送条件その他その区域内で生産される生乳についての集乳及び乳業施設への供給の条件」に改める。

第五条(見出しを含む)中「酪農振興計画」を「集約酪農振興計画」に改める。

第六条第一項中「第三条第四項」を「第三条第四項各号」に改め、同条第二項中「第三条第二項の酪農振興計画」を、第三条第二項の集約酪農振興計画に改め、「認められるとき」の下に「又はその集約酪農振興計画が、第二条の三第一

項の認定に係る都道府県酪農近代化計画に即しないものとなり、若しくはその区域における酪農の振興を図るための方法として著しく不適当となるに至つたと認められるとき」を加える。

第七条第二項中「酪農振興計画の概要」を「集約酪農振興計画の概要」に、「当該酪農振興計画」を「当該集約酪農振興計画」に改める。

第八条を次のように改める。

(草地の造成等のため必要な事業の推進)
第八条 国及び都道府県は、第三条第二項の集約酪農振興計画の達成のため必要があるときは、集約酪農地域の区域内にある草地につき、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の規定により同法第二条第二項第三号に掲げる事業を行なうほか、その造成、改良及び災害復旧の事業並びにその保全又は利用のため必要な事業の推進を図るものとする。

第十条第二項第四号中「酪農振興計画」を「集約酪農振興計画」に改める。

第二章の二を削り、第三章中第十九条を第十八条とし、第十九条の二を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(契約の更新)

第十九条の二 前条第一項に規定する生乳等取引契約(この条の規定により締結したものとみなされる生乳等取引契約を含む)について、当事者のいずれもが、その契約の存続期間の満了する日の翌日から省令で定める一定期間前までに、相手方に対し、更新若しくはその拒絶又は新たな生乳等取引契約の締結についての申出をしないときは、その当事者は、当該契約の存続期間の満了する日の翌日から起算して一月を経過する日までを存続期間とし、当該契約の存続期間の満了の際における生乳の売買価格及び数量、生乳等及びその代金の受渡しの方法その他その契約の内容と同一の内容により、さらに、生乳等取引契約を締結したものとみなす。ただし、契約で、別段の定めをしたときは、その定めるところによる。

第二十一条に次の二項を加える。

4 都道府県知事は、第一項の規定により当事者から意見を聞くため必要があると認めるとき、又は同項の規定により調停案を作成するため当該事実の関係者から意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、当該当事者又は当該関係者に出席を求めることができる。

5 前項の規定により、出席を求められた者は、政令で定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

第二十四条の二第二項中「第二十一条第一項、第二十一条及び」を「第二十一条第一項、第四項及び第五項、第二十一条並びに」に改める。

第二十四条の三「酪農の健全な発達に資するため」の下に、「酪農近代化基本方針に即して」を加える。

第三章の二第二十四条の三の次に次の三条を加える。

(学校給食供給目標)

第二十四条の三の二 農林大臣は、政令で定めるところにより、国内産の牛乳の消費の増進を図ることにより酪農の健全な発達に資するため、国内産の牛乳を学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校及び中学校その他政令で定める学校における学校給食用として広範に供給することを旨として、国内産の牛乳の学校給食への供給に関する目標(以下「学校給食供給目標」という)を酪農近代化基本方針に即して定め、これを公表しなければならない。

2 農林大臣は、学校給食供給目標を定めようとするときは、文部大臣に協議しなければならない。

(学校給食供給計画数量)
第二十四条の三の三 農林大臣は、毎年度、学校給食供給目標に即し、かつ、牛乳の需要及び供給の動向並びに前条第一項に規定する学校の幼児、児童及び生徒の数を勘案して、国内産の牛乳の学校給食への供給計画数量(以下「学校給食供給計画数量」という)を定め、これを公表しなければならない。

2 農林大臣は、学校給食供給計画数量を定めようとするときは、文部大臣に協議しなければならない。

(学校給食への供給の円滑化)

第二十四条の三の四 国は、学校給食供給計画数量に相当する数量の国内産の牛乳の学校給食への供給の円滑化を図るため、国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業について援助する等必要な措置を講ずるものとする。

第二十四条の四第一項中「第三条第二項の酪農振興計画の実施及び酪農経営改善計画」を「第二条の四第一項の認定に係る市町村酪農近代化計画の実施及び第三条第二項の集約酪農振興計画」に改め、同条第二項中「国」の下に「及び都道府県」を加え、「第三条第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施するため必要な資金」を「第二条の四第一項の認定に係る市町村酪

農近代化計画及び第三条第二項の集約酪農振興計画の達成のために必要な助言、指導、資金に、「その他必要な奨励措置を講ずる」を「その他の援助を行なう」に改める。

第二十四条の四の次の一条を加える。

(酪農近代化基本方針等と酪農振興に関する施策)

第二十四条の五 農林大臣及び地方公共団体の長は、酪農振興に関する施策を実施するに当たつては、農林大臣にあつては酪農近代化基本方針、都道府県知事にあつては第二条の三第一項の認定に係る都道府県酪農近代化計画及び第三条第二項の集約酪農振興計画、市町村長にあつては第二条の四第一項の認定に係る市町村酪農近代化計画に即してしなければならない。

第二十九条中「又は第十四条の規定による届出をせず、又は若しくは第十四条の規定による届出をせず、若しくは」に改め、「届出をした者」の下に「又は正当な理由がなく第二十一条第四項(第二十四条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による出頭の要求に応じなかつた者」を加える。

(土地改良法の一部改正)

第二条 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第八十五条の次に次の一条を加える。

第八十五条の二 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下「地方公共団体等」という。)は、政令の定めるところにより、当該地方公共団体等が権原に基づき使用し及び収益している土地で当該地方公共団体等の第三条に規定する資格に係るものにつ

いての農用地造成事業を国又は都道府県が行なうべきことを、(当該農用地造成事業の施行に係る地域内にある土地を権原に基づき使用し及び収益している地方公共団体等が二以上ある場合にあつては、当該関係地方公共団体等が共同して)国営土地改良事業にあつては農林大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

2 前項の地方公共団体等は、同項の規定による申請をするには、省令の定めるところにより、その申請書に同項の農用地造成事業の計画の概要及び当該農用地造成事業により生ずる土地改良施設(省令で定めるものに限る。)がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を記載した書面を添附し、これを、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

第八十六条第一項中「前条第一項」を「第八十五条第一項又は前条第一項」に改め、同条第二項中「前条第二項の規定により公告のあつた事項」を「第八十五条第二項の規定により公告のあつた事項又は前条第二項の申請書に添附された書面に記載された事項」に、「当該公告のあつた事項を記載した書面」を「書面」に改める。

第八十七条の二第二項中「第八十五条第一項」の下に「又は第八十五条の二第二項」を加える。

第八十七条の三第一項中「前条第一項の規定により定めた」を「第八十五条の二第二項の規定による申請に基づいて行なう農用地造成事業に係る土地改良事業の計画並びに前条第一項の規

定により定めた」に、「同条第一項の規定により行なう」を「第八十五条の二第二項の規定による申請に基づいて行なう農用地造成事業並びに前条第一項の規定により行なう」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第一項」の下に「又は第五項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 国又は都道府県が第八十五条の二第二項の規定による申請に基づいて行なう農用地造成事業に係る土地改良事業の計画につき土地改良事業の施行に係る地域を変更することにより新たな地域をその農用地造成事業の施行に係る地域の一部とすることができ、その新に当該農用地造成事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある土地を地方公共団体等が権原に基づき使用し及び収益している場合でその土地が当該地方公共団体等の第三条に規定する資格に係るものである場合に限り、同項の規定による申請に基づいて行なう農用地造成事業に係る土地改良事業の計画につき土地改良事業の施行に係る地域その他重要な部分を変更しようとする場合には、あらかじめ、省令の定めるところにより、その変更後の土地改良事業の計画の概要及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項を示して、その変更後の土地改良事業の計画に係る土地改良事業の施行に係る地域内(その変更によりその施行に係る地域の一部

がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内)にある土地について権原に基づき使用及び収益をしているすべての地方公共団体等の同意を得なければならない。

第百十八條第一項第四号中「第八十五条第一項」の下に「若しくは第八十五条の二第二項」を加える。

第百二十二條第二項中「第八十七条の三第四項」を「第八十七条の三第六項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の酪農振興法(以下「旧法」という。)第三条第一項の規定により集約酪農地域として指定されている区域は、改正後の酪農振興法(以下「新法」という。)第三条第一項の規定により集約酪農地域として指定されたものとみなす。

3 前項の規定により集約酪農地域として指定されたものとみなされる区域についての旧法第三条第二項の酪農振興計画は、新法第三条第二項の集約酪農振興計画とみなす。

4 前項に規定する区域についての新法第六条の規定の適用については、この法律の施行の日から起算して二年を経過する日(その日までに新法第二条の三第四項の規定による都道府県酪農近代化計画の公表のあつた都道府県の区域内のものについては、その公表の日から起算して三十日をこえない範囲内において農林大臣が都道

府県知事と協議して告示で定める日)までは、同条第一項中「第三条第四項各号」とあるのは「酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号)第一条の規定による改正前の第三条第四項各号」と、同条第二項中「又はその集約酪農振興計画が、第二条の三第一項の規定に係る都道府県酪農近代化計画に即しないものとなり、若しくは」とあるのは「又はその集約酪農振興計画が」とする。

5 この法律の施行の際現に旧法第八条(旧法第十八条の三)において準用する場合を含む。の規定により行なわれている草地改良事業又は災害復旧事業については、なお従前の例による。

6 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「同法第十八条」を「酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号)第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条」に改める。

理 由

最近における酪農事情の推移にかんがみ、酪農の健全な発達を促進するため、酪農近代化基本方針及び酪農近代化計画の作成、国内産の牛乳を学校給食の用に供することを促進するための措置等に関する規定を設けるほか、集約酪農地域の制度等につき所要の改正をするとともに、地方公共団体等が権原に基づき使用し及び収益している土地につき、当該地方公共団体等の申請に基づき国又は都道府県が農用地造成事業を行なうことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事坂田英一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔坂田英一君登壇〕

○坂田英一君 ただいま議題となりました二案について農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

まず、内閣提出、農地管理事業団法案について申し上げます。

本案は、最近における農業の動向にかんがみ、農業構造の改善をはかり、農地等の権利の取得が、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資することとなるよう、適正、円滑に行なわれることを旨とし、その促進に必要な業務を行なう機関として農地管理事業団を設立し、その組織、業務、財務、会計等について所要の規定を設けているのであります。

本案は、二月二十三日提出され、三月十六日本会議で趣旨説明及び質疑が行なわれた後、同日付託されたものであります。

農林水産委員会では、三月十八日に政府から提案理由の説明とその補足説明を聴取し、四月十三日以降数回にわたり質疑を行ない、その間、小倉武一君外二名の参考人を招致してその意見を聴取する等、慎重に審議を行ない、四月二十七日、質疑を終了したところ、日本社会党の東海林稔委員が反対、民主社会党の小平忠君委員が賛成、日本共産党の林百郎委員が反対の討論をそれぞれの党を代表して行ない、採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと

決した次第であります。

次に、内閣提出、酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における酪農事情の推移にかんがみ、酪農の健全なる発達を促進するため、酪農振興法については、酪農近代化方針及び酪農近代化計画の作成、国内産の牛乳の学校給食への供給の促進等の措置のほか、集約酪農地域の制度、生乳等の取引の改善等につき所要の改正を行ない、土地改良法については、地方公共団体等が権原に基づき使用し及び収益している土地につき、その申請に基づき、国または都道府県が農用地造成事業を行なうことができるよう、所要の改正を行なうこととしているものであります。

本案は、三月二十三日付託され、翌二十四日政府から提案理由とその補足説明を聴取し、四月十四日以降数回にわたり質疑を行ない、四月二十七日、質疑を終了いたしましたところ、日本社会党松浦定義委員から、自民、社会及び民社の三党を代表して修正案が提出されました。その要旨は、酪農振興法第一条の目的に農業経営の安定をはかる旨の字句を加えたこととあります。次いで、修正案並びに修正部分を除く原案を採決いたしましたところ、いずれも多数をもって可決すべきものと決した次第であります。(拍手)

以上をもって報告を終わります。(拍手)

〔参照〕

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中酪農振興法第一条の改正規定中「酪農

の健全な発達を促進し」を「酪農の健全な発達及び農業経営の安定を図り」に改める。

○議長(船田中君) 両案中、日程第三につき討論の通告があります。これを許します。ト部政日君。

〔ト部政日君登壇〕

○ト部政日君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました農地管理事業団法案に対して反対の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

この法案は、農業と他産業との生活水準の格差を是正するために自立経営の育成と協業の助長に関する諸施策を強化すると銘打っておるのであります。が、高度成長政策に打ちひしがれ、日々困窮を増しつつある今日の農民の姿を正しく理解することなく、また、農民をかかえる悲愴な状況に迫りやうた農政の真摯な反省も行なうことなく、ただ単に一部の自立農家を育成することによって現状を打破し、格差を是正することができるというものでありまして、農民の期待する明るい将来の展望に立ったものでなく、零細農民の離農を国の権力によって推し進めんとするきわめて過酷な法案であることをまず指摘したいと思っております。

二町五反、六十万円の収入を得ることによって、他産業に従事する者との所得の格差をなくする、そのために自立経営農家を育成するのだと総理は本会議場において強調されましたが、総理の言う自立経営農家育成というものは、その規模をも含めまして、すでに五年前、前池田総理によって提唱され、農業就業人口六割削減論が物議をかもし出したことは御承知のとおりであります。そ

の自立経営が五年を経過した今日、大きな行き詰まりを来している原因は一体何でありましょうか。常に農業や中小企業の様態において高度成長を遂げた日本の経済体制にあることは指摘するまでもないところでありますけれども、また、自立経営育成に対する直接的な、そして目的とした総合的な施策に欠けることがあったことも見のがすことのできない事実であらうと思うのであります。

こうした総合的研究なしに、単に農業管理事業団を設置し、明年度百カ所をパイロット地区に指定する、その面積は大体千町歩にするといったことだけでは、そしてまたやってみなければ来年のことはわからないというようなことでは、どうして農民は安心して生活を行ない得るでありましょうか。収入の面を見ましても、目標は六十万であります。六十万の収入を得るために、農民は家族五人が懸命に働かなければならぬ規模になっております。家族をあげて働いた収入と四十代の他産業の勤労者の主人一人のかせぎと同様にするというのであります。そしてまた、格差がなくなるというのであります。これでは自立経営が達成されたといつても、就業者一人当たりの勤労所得は他産業の五分の一にすぎないという不均衡が残るではありませんか。西独のグリーンプランは、育成しようとする農家、農場に就業する一人当たりの農業所得は他産業の勤労者一人当たりの所得と同程度でなければならぬとしておるのであります。真に格差を是正するといふのでありますならば、このグリーンプランが示しますように、格差を取り除くための真剣な、そしてあたたかい政策を打ち出すべきであらうと思ふのであります。ことばだけでは決して農民は豊かにはならないので

あります。(拍手)このことを強く指摘したいと思うのであります。

次に、冒頭本法案が国の権力によって農民の離農をしていくものであるということを指摘した点であります。

政府は、現在年間七万町歩程度が移動しておる、しかし、その内容を見ると、経営規模の拡大の方向に沿ってはいない、したがって、公的機関を設立し、経営の規模の拡大に当たる、こう言っているのであります。だが、政府が行なわんとしておるものの今日の今日までの経営構造の発展を妨げるものといひまして、農業白書が示すように、農家戸数の減少が進行せまいところにあるのではないでしようか。その原因となるものに、農業の将来に明るい見通しを持ち得ないから、機会があれば農業から離脱したいと思つておる方のあることも事実であります。しかしながら、大企業は相手にしてくれない。中小企業も簡単ではない。それが可能になったときにも、概して就業条件が不安定である。賃金も安く、社会保障制度が十分確立されていない。さらに、先祖伝来の土地さえあれば何とかなるという。基本的にいふならば、政府のいう経済安定成長に信が置かれていないことになりまふけれども、こうした状態にあることは、都市周辺の農地の宅地化、さらには工場化、それを除きまして土地は容易に流動しないことを物語るものであります。

して見ますれば、政府のいう土地移動を経営拡大に結びつけるそのことよりも、管理協議会を設置して国の駐在員を町村に配置し、離農促進をはかることにあることは明確であります。(拍手)諸外国の例を見ましても、規模の拡大のために農家戸数の減少を必要とするときには、離農年金制度を

はじめとして離農していく人々に対するあたたかい保護がなされておるのであります。だが、一体政府は、この離農者に対して何を与え、また、どのようなあたたかく保護しようとしておるのでありましようか。残念ながら、離農者を安心させる措置は全然ないのであります。離農年金制度の創設にいたしては、移動資金の供給等具体的な対策に欠けておるということを指摘せざるを得ないのであります。これでは人間尊重はおろか、農民首切りの法案といわれてもいたし方ないところでありまふ。(拍手)

総理は、先般NHKの電波を通じて開拓農民の問題に触れられております。そして、その生活状況の悲惨さに触れておられるのであります。この開拓農民は、やれ増産だ、さらには食糧確保だといふことで、政府が鳴りもの入りで募集し、入植させたものであります。政府の対策が万全でないために、当然政府がなさなければならぬ道路の整備や電灯を、みずからの借金において行なつておるのであります。加えて、自分の借金でもないものを政府に押しつけられて苦吟しているのが、今日の開拓農民の姿なのであります。やれ増産だ、君こそは増産の戦士である、こうもてはやされた姿がこれでありまふ。長期展望に立つた措置が行なわれていないところの結果がかかる状態を惹起し、さらに、総理をして悲愴であると言わしめたその原因がここにあるのであります。当然こうした問題もとらえ、本法案に国有林、民有林の解放、未墾地の解放など、こういうものに對する具体的措置が含まれていなければならぬのに、この点を無視している点は決して納得できるものではありません。

さらに、これに関連し、融資の問題をながめて

みましたならば、事業団の設立の構想の中の自立農家に対する融資は、当初二分四十年の償還でありましたけれども、本法案の提案時には、三分三十分と姿を変えておるのであります。開拓農民が今日借金を積み重ねている原因の中に、こうした融資の問題もあることを思うとき、総合対策のないままに自立農家育成を急ぐのであるならば、開拓農民と同様な立場に置かれたいとだれが保証できるであらうましようか。(拍手)

昨年十月、二百七十一市町村に対し農地管理事業団の設立について調査が行なわれた結果が出ております。これによりまふと、この事業団に対し疑問視している町村は七割にも達しておるのであります。農民がいかにか不安を感じているか、このことが如実に示していると思ふのであります。農地政策、農産物の価格安定対策、流通機構の確立、貿易、物価、賃金、雇用、社会保障等のあらゆる総合的な対策の欠除がその原因であることは言うまでもありません。こうした総合的対策に欠ける本法案、さらに農民に不安をもたらすこの法案には、絶対反対の意思を表明いたしまして、私の反対討論を終るものであります。(拍手)

〇議長(船田中君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第五 公害防止事業団法案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第五、公害防止事業団法案を議題といたします。

公害防止事業団法案

右

国会に提出する。

昭和四十年二月二十三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
第二章 役員及び職員(第七条—第十七条)
第三章 業務(第十八条—第二十一条)
第四章 財務及び会計(第二十二条—第三十条)
第五章 監督(第三十一条—第三十二条)
第六章 雑則(第三十三条—第三十五条)
第七章 罰則(第三十六条—第三十八条)

附 則

第二章 総則

(目的)

第一条 公害防止事業団は、工場及び事業場が集中し、かつ、これらにおける事業活動に伴う大気の汚染、水質の汚濁等による公害が著しく、

又は著しくなるおそれがある地域におけるこれらの公害の防止に必要な業務を行ない、もつて生活環境の維持改善及び産業の健全な発展に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 公害防止事業団(以下「事業団」という)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(登記)

第四条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第五条 事業団でない者は、公害防止事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 事業団に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第八条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生大臣及び通商産業大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命及び任期)

第九条 理事長及び監事は、厚生大臣及び通商産業大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員の任期は、四年とする。

4 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第十条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員解任)

第十一条 厚生大臣及び通商産業大臣は、理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第十二条 厚生大臣及び通商産業大臣は、理事長又は監事が次の各号の一に該当するとき、その他理事長又は監事たるに適しないと認めるときは、これを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

2 理事長は、理事が前項各号の一に該当するとき、その他理事たるに適しないと認めるときは、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

(役員兼職禁止)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣及び通商産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十四条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十五条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員等の地位)

第十七条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治

四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十八条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 工場及び事業場が集中し、かつ、これらにおける事業活動に伴う大気汚染、水質汚濁等による公害(以下「産業公害」という。)が著しく、又は著しくなるおそれがある地域において、工場又は事業場の共同の利用に供するばい煙処理施設、汚水処理施設その他の産業公害を防止するための施設(これに附属する施設を含む。)を設置し、及び譲渡すること。

二 前号に規定する地域において、産業公害を防止するために行なわれる工場又は事業場の建物の利用の共同化に必要な建物(これに附属する建物を含む。)を設置し、及び譲渡すること。

三 第一号に規定する地域における産業公害を防止するために移転する工場若しくは事業場が集中して設置されるのに必要な敷地を造成し、又はこれとあわせて当該工場若しくは事業場のための同号に規定する施設を設置し、及びこれらを譲渡すること。

四 第一号に規定する地域のうち産業公害が発生するおそれが特に著しい地域において、その発生を防止するために設置することが必要な施設(工場又は事業場の共同の利用に供する施設であつて、当該地域の工場又は事業場の従業員及び住民の福利に資するものに限

る。)を設置し、及び譲渡すること。

五 第一号に規定する施設その他の産業公害を防止するための施設(これに附属する施設を含む。)であつて政令で定めるものを設置しようとする者に対し、その設置に必要な資金の貸付けを行なうこと。

六 前五号の業務に附帯する業務を行なうこと。

(業務の委託)

第十九条 事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条第五号の業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定による厚生大臣及び通商産業大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第二十条 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生省令、通商産業省令で定める。

(事業実施計画)

第二十一条 事業団は、第十八条第一号から第四号までの業務を行なうときは、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議す

るとともに、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の規定による協議をするに当たつては、関係市町村長の意見をきかなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十二条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十三条 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十四条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生大臣及び通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣及び通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十五条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

ならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び公害防止債券)

第二十六条 事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は公害防止債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受け、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社に準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもの

のほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(交付金)

第二十七条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、その事務に要する費用に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第二十八条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他厚生大臣及び通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二 資金運用部への預託

三 銀行その他厚生大臣及び通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

(給与及び退職手当の支給の基準)

第二十九条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(厚生省令、通商産業省令への委任)

第三十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生省令、通商産業省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十一条 事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣が監督する。

2 厚生大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令を出すことができる。

第三十二条 厚生大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは受託金融機関に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託金融機関の事務所若しくは事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、關係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十三条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十四条 厚生大臣及び通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第十九条第一項、第二十条第一項、第二十条又は第二十六条第一項、第二項ただし書若しくは第六項の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十条第二項又は第三十条の厚生省令、通商産業省令を定めようとするとき。

三 第二十四条第一項又は第二十九条の規定による承認をしようとするとき。

四 第二十八条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第三十五条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第三十六条 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により厚生大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十八条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十一条第二項の規定による厚生大臣及び通商産業大臣の命令に違反したとき。

第三十八条 第五条の規定に違反して公害防止事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 厚生大臣及び通商産業大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 厚生大臣及び通商産業大臣は、設立委員会を命じて、事業団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その旨を厚生大臣及び通商産業大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 事業団は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六条 この法律の施行の際現に公害防止事業団という名称を用いている者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 事業団の最初の事業年度は、第二十三条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

る。

第八条 事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第九条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「簡易保険郵便年金福祉事業団」の下に、「公害防止事業団」を、「簡易保険郵便年金福祉事業団」の下に、「公害防止事業団」を加え、同条第三十号の次に次の一号を加える。

三十ノ二 公害防止事業団が公害防止事業団

法第十八条第三号ノ業務ノ為ニスル土地ノ

所有権ノ取得ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十三の次に次の一号を加える。

六ノ十三ノ二 公害防止事業団が公害防止事業

団法第十八条第一号乃至第三号及第五号

ノ業務ニ関シ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十一条 所得税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中鉱害復旧事業団の項の

次に次のように加える。

公害防止
事業団
公害防止事業団法(昭和四十年
法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和四十年法律第 号)の

一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中港務局の項の前に次のように加える。

公害防止
事業団
公害防止事業団法(昭和四十年
法律第 号)

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「金属鉱物探鉱促進事業団」の下に、「公害防止事業団」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

十九 公害防止事業団が公害防止事業団法

(昭和四十年法律第 号)第十八条第一号

から第四号までに規定する業務の用に供す

る不動産

(行政管理局設置法の一部改正)

第十四条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「金属鉱物探鉱促進事業団」

の下に、「公害防止事業団」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第十五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 公害防止事業団を監督すること

と。

第九条の二第三号の二の次に次の一号を加える

る。

三の三 公害防止事業団を監督すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する

る。

第九条第一項に次の一号を加える。

十七 公害防止事業団に関すること。

第九条第二項中「第十六号」を「第十七号」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十七条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「金属鉱物探鉱促進事業団」の下に、「公害防止事業団」を加える。

理由

生活環境の維持改善及び産業の健全な発展に資するため、公害防止事業団を設立し、工場及び事業場における事業活動に伴う大気汚染、水質汚濁等による公害の防止に必要な業務を行なわせることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。産業公害対策特別委員長保科善四郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔保科善四郎君登壇〕

○保科善四郎君 ただいま議題となりました公害防止事業団法案について、産業公害対策特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本案は、生活環境の維持改善及び産業の健全な発展に資するため、工場及び事業場における事業

活動に伴う大気汚染、水質汚濁等による公害防止に必要な事業を行なうことを業務とする公害防止事業団を設立するものであります。

当該事業団のおもな業務といたしましては、産業集中地域における産業公害を防止するために、共同公害防止施設、共同利用建物、工場移転のための敷地、公害防止のための緩衝施設等の設置及び譲渡、また、公害防止施設に対する融資等の事業を行なうものであります。

本案は、去る三月二十六日本委員会に付託され、三月三十一日政府から提案理由の説明を聴取し、慎重に審査いたしました。その間、事業団の事業費の大幅増額が必要であり、また、経済の高度成長に伴う公害の防止対策は、その重要性、緊急性に比し立ちおくれれているので、政府は積極的に対策を推進すべきである等の論議がなされたのであります。その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、去る二十八日、質疑を終了し、直ちに採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、政府は、事業団の事業費を大幅に増額すること、産業公害防止技術の開発を推進すること、新産業都市、工業整備特別地域の基本計画の実施にあたっては、公害防止の観点から施策を講ずること、公害の基本に関する諸問題について所要の法的措置を講ずるよう検討すること等を内容とする附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員報告のとおり可決いたしました。

日程第六 地方住宅供給公社法案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第六、地方住宅供給公社法案を議題といたします。

地方住宅供給公社法案

右
国会に提出する。

昭和四十年三月九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

地方住宅供給公社法

目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 設立(第八条—第十条)
- 第三章 役員及び職員(第十一条—第二十条)
- 第四章 業務(第二十一条—第二十八条)
- 第五章 財務及び会計(第二十九条—第三十五条)
- 第六章 解散及び清算(第三十六条—第三十九条)
- 第七章 監督(第四十条—第四十二条)
- 第八章 雑則(第四十三条—第四十七条)
- 第九章 罰則(第四十八条—第五十条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 地方住宅供給公社は、住宅の不足の著し

い地域において、住宅を必要とする勤労者の資金を受け入れ、これをその他の資金とあわせて活用して、これらの者に居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もつて住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 地方住宅供給公社(以下「地方公社」という)は、法人とする。

(名称)

第三条 地方公社は、その名称中に住宅供給公社という文字を用いなければならない。

2 地方公社でない者は、その名称中に住宅供給公社という文字を用いてはならない。

(出資)

第四条 地方公共団体でなければ、地方公社に出資することができない。

2 設立団体(地方公社を設立する地方公共団体をいう。以下同じ。)は、地方公社の基本財産の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。

3 地方公社に出資しようとする地方公共団体は、自治大臣の承認を受けなければならない。(定款)

第五条 地方公社は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 設立団体たる地方公共団体

四 事務所の所在地

五 役員の定数、任期その他役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項

八 公告の方法

2 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第六条 地方公社は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、地方公社に準用する。

第二章 設立

(設立)

第八条 地方公社は、都道府県又は政令で指定する人口五十万以上の市でなければ、設立することができない。

第九条 地方公社を設立するには、議会の議決を経て、定款及び業務方法書を作成して、建設大臣の認可を受けなければならない。

(成立)

第十条 地方公社は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

第三章 役員及び職員

(役員)

第十一条 地方公社に、役員として、理事長、理事及び監事を置く。

(役員の職務及び権限)

第十二条 理事長は、地方公社を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長

を補佐して地方公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

3 監事は、地方公社の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は建設大臣若しくは都道府県知事(市が設立した地方公社にあつては市長とし、以下「都道府県知事等」という。)に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十三条 理事長及び監事は、設立団体の長が任命する。

(役員の任期)

第十四条 役員の任期は、四年をこえることができない。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて地方公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員解任)

第十六条 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

ない。

2 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(代表権の制限)

第十七条 地方公社と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が地方公社を代表する。

(代理人の選任)

第十八条 理事長は、理事又は地方公社の職員のうちから、地方公社の主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十九条 地方公社の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務

(業務)

第二十一条 地方公社は、第一条の目的を達成するため、住宅の積立分譲及びこれに附帯する業務を行なう。

2 前項の住宅の積立分譲とは、一定の期間内に、おいて一定の金額に達するまで定期に金銭を受

け入れ、その期間満了後、受入額をこえる一定額を代金の一部に充てて住宅及びその敷地を売り渡すことをいうものとし、その受入額をこえる一定額の算出方法については、建設省令で定める。

3 地方公社は、第一条の目的を達成するため、第一項の業務のほか、次の業務の全部又は一部を行なうことができる。

一 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

二 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

三 市街地において地方公社が行なう住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行なうことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

四 住宅の用に供する宅地の造成とあわせて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行なうことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

五 地方公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及び地方公社が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

七 水面埋立事業を施行すること。

八 第一項の業務及び前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び

び賃貸その他の管理並びに市街地においてみずから又は委託により行なう住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行なうこと。

第二十二條 地方公社は、住宅の建設又は宅地の造成に関する業務を行なうには、勤労者が健康で文化的な生活を営むに足る良好な環境の住宅又は宅地が確保されるように努め、住宅又は宅地の賃貸その他の管理及び譲渡に関する業務を行なうには、住宅を必要とする勤労者の適正な利用が確保され、かつ、賃貸料又は譲渡価格が適正なものとなるように努めなければならない。

(住宅の積立分譲に関する契約)

第二十三條 地方公社は、住宅の積立分譲に関する契約をするには、契約の相手方の資格及び選定方法並びに契約の内容に関し建設省令で定める基準に従つてしなければならない。

2 住宅の積立分譲に関する契約をした者は、その契約の解除により地方公社から受けるべき金額につき地方公社の総財産の上に先取特権を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(住宅の建設等の基準)

第二十四條 地方公社は、住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡、宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡、並びに第二十一条第三項第三号及び第五号の施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうときは、他の法令により特に定められた基準がある場合においてその基準に従

うほか、建設省令で定める基準に従つて行なわなければならない。

(業務の委託)

第二十五条 地方公社は、建設省令で定めるところにより、住宅の積立分譲に関する契約に基づく金銭の受入れに関する業務の一部を銀行その他の金融機関に委託するものとする。

(業務方法書)

第二十六条 地方公社の業務方法書に記載しなければならない事項は、建設省令で定める。

2 地方公社は、業務方法書を変更しようとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

(事業計画及び資金計画)

第二十七条 地方公社は、毎事業年度、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、都道府県知事等の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県知事等は、前項の規定により事業計画及び資金計画を承認しようとするときは、これらの計画中住宅の積立分譲に係る部分につき建設大臣の認可を受けなければならない。

(地方公共団体の長の意見の聴取)

第二十八條 地方公社は、住宅の建設又は宅地の造成をしようとするときは、当該住宅の建設計画又は宅地の造成計画について、あらかじめ、当該住宅の建設又は宅地の造成をしようとする地域をその区域に含む地方公共団体の長の意見をきかなければならない。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十九條 地方公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。ただし、設立後最初の事業年度は、設立の日に始ま

り、その後最初の三月三十一日に終わる。

(会計区分)

第三十条 地方公社は、住宅の積立分譲に関する契約に基づく受入金に係る会計を他の会計と区分して経理しなければならない。

2 住宅の積立分譲に関する契約に基づく受入金に係る会計においては、建設省令で定めるところにより、契約の解除による債務の支払に充てるために必要な引当金を保有しなければならない。

(決算)

第三十一条 地方公社は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表及び業務報告書)

第三十二条 地方公社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に都道府県知事等に提出しなければならない。

2 地方公社は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに、建設省令で定める事項を記載した当該事業年度の業務報告書を添附し、並びに財務諸表及び業務報告書に関する監事の意見をつけないならない。

(利益及び損失の処理)

第三十三条 地方公社は、第三十条第一項の会計区分に従い、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

2 地方公社は、第三十条第一項の会計区分に従い、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理

し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十四条 地方公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債その他建設大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

(建設省令への委任)

第三十五条 この法律に規定するもののほか、地方公社の財務及び会計に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第六章 解散及び清算

(解散事由)

第三十六条 地方公社は、次の事由によつて解散する。

一 破産

二 第九条の規定による認可の取消し

(清算人)

第三十七条 地方公社が解散したときは、破産による解散の場合を除き、理事長及び理事がその清算人となる。

2 理事長であつた清算人には第十二条第一項の規定を、理事であつた清算人には同条第二項の規定を準用する。

(清算事務)

第三十八条 清算人は、地方公社の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを地方公社に出資した地方公共団体に、出資の額に応じて分配しなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第三十九条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六、第七十七条第二項（届出に関する部分

に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条第一項、第三十五条第二項及び第三項、第三百三十六条、第三百三十七条並びに第三百三十八条の規定は、地方公社の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「地方住宅供給公社法第三十七条第一項」と読み替へるものとする。

第七章 監督

(報告及び検査)

第四十条 建設大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、地方公社に対して業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員をして地方公社の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令)

第四十一条 建設大臣又は都道府県知事等は、地方公社の業務の健全な運営を確保し、又は住宅の積立分譲に関する契約をした者を保護するため必要があると認めるときは、地方公社に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができる。ただし、建設大臣は、都道府県知事等が必要なる命令をすることを怠つていと認められた場合に限り、その命令をすることができる。（違法行為に対する措置）

第四十二条 建設大臣又は都道府県知事等は、第四十条第一項の規定により報告を求め、又は検査を行つた場合において、地方公社の業務又は会計がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく建設大臣、都道府県知事若しくは市長の処分又は定款、業務方法書、事業計画若しくは資金計画に違反すると認めるときは、その地方公社に対して、この法律の目的を達成するため必要な限度において、業務の全部又は一部の停止その他必要な措置を命ずることができる。この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

2 建設大臣は、地方公社が前項の規定による命令に従わなかつた場合において、やむをえないと認めるときは、第九条の規定による認可を取り消すことができる。

3 建設大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、その地方公社に対し、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明の機会を与えなければならない。

第八章 雑則

(共同設立)

第四十三条 次の各号の一に掲げる都道府県又は都道府県及び市は、共同して地方公社を設立することができる。

一 二以上の都道府県

二 二以上の都道府県及びそれらの区域内の第八条の市

三 一の都道府県及びその区域内の第八条の市

2 前項第一号の都道府県又は同項第二号の都道府県及び市が共同して設立した地方公社にあつては、第十二条第四項中「建設大臣若しくは都道府県知事（市が設立した地方公社にあつては

市長とし、以下「都道府県知事等」という。）とあり、第二十七条第二項若しくは第三十二条第一項中「都道府県知事等」とあり、又は第四十条第一項、第四十一条若しくは第四十二条第一項中「建設大臣又は都道府県知事等」とあるのは、「建設大臣」とし、第二十七条第二項、第四十一条ただし書及び第四十二条第一項後段の規定は、適用せず、前項第三号の都道府県及び市が共同して設立した地方公社にあつては、第十二条第四項中「都道府県知事（市が設立した地方公社にあつては市長とし、以下「都道府県知事等」という。）」とあり、又は第二十七条、第三十二条第一項、第四十条第一項、第四十一条若しくは第四十二条第一項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」とする。

を建設大臣に提出しなければならない。

（住宅金融公庫の融資）

第四十五条 住宅金融公庫は、法令及びその事業計画の範囲内において、地方公社の住宅の積立分譲による住宅及びその敷地の供給が円滑に行なわれるよう、必要な資金の貸付けについて配慮しなければならない。

（非課税）

第四十六条 地方公社が、設立の際、直接その本来の業務の用に供する不動産を出資の目的として取得したときは、その取得については、不動産取得税を課することができない。

2 第二十一条第二項に規定する受入額をこえる一定額のうち、その超過金額については、所得税を課さない。

（他の法令の準用）

第四十七条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、地方公社を地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

第九章 罰則

（罰則）

第四十八条 第四十条第一項の規定により報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした地方公社の役員、清算人又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

2 地方公社の役員、清算人又は職員がその地方公社の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その地方公社に対して同項の刑を科する。

第四十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした地方公社の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により建設大臣、都道府県知事又は市長の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第二十一条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第三十条、第三十三条、第三十四条又は第三十八条の規定に違反したとき。

五 第三十二条の規定に違反して、財務諸表又は業務報告書を提出することを怠り、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしてこれを提出したとき。

六 第三十九条において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

七 第三十九条において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

八 第三十九条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求を怠つたとき。

九 第四十一条の規定による命令に違反したとき。

第五十条 第三条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十項中建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）第四条第三項及び第七項並びに第四条の二第二項の改正規定は、建設省設置法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）中建設省設置法第四条及び第四条の二の改正規定の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。

（公益法人の地方公社への組織変更）
2 民法第三十四条の規定により設立され、都道府県又は第八条の市が基本財産たる財産の全部又は一部を提出している法人で、第二十一条第三項の業務を行なうことを目的とするもの以下「公益法人」という。）は、この法律の施行後二年内に限り、その組織を変更して地方公社となることができる。ただし、当該公益法人が社團法人であるときは、総社員の同意がある場合に限る。

3 前項の規定により公益法人がその組織を変更して地方公社となるには、設立団体となるべき地方公共団体の議会の議決を経、その公益法人の定款又は寄附行為で定めるところにより、組織変更のために必要な定款又は寄附行為の変更をし、建設大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の組織変更は、政令で定めるところにより、地方公社の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて効力を生ずる。

5 公益法人が附則第二項の規定により事業年度の中途において地方公社に組織変更した場合における法人税法（昭和四十年法律第 号）の規定及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）中法人の事業税に関する規定の適用については、当該事業年度開始の日から組織変更の

日までの期間及び組織変更の日の翌日から当該事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

6 公益法人が附則第二項の規定により地方公社に組織変更した場合において、当該組織変更に伴い、当該公益法人の名義に係る権利についてする登記名義人又は登録名義人の表示の変更の登記又は登録及び当該公益法人を債務者とする担保権については、登録税を課さない。

7 第二十一条第三項各号の一に該当しない業務を行なうことを目的とする公益法人が附則第二項の規定により地方公社に組織変更した場合において、当該業務に係る不動産に関する権利で政令で定めるものについて、地方公共団体又は地方公共団体が設立した法人で、同項各号の一に該当しない業務を行なうものが受ける権利の取得の登記及び政令で定める債務を当該地方公共団体又は当該法人が引き受けたことによる担保権の変更の登記については、政令で定めるところにより、登録税を課さない。

8 この法律の施行の際現にその名称中に住宅供給公社という文字を使用している者については、第三条第二項の規定は、この法律の施行後二年間は、適用しない。

9 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三十号中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は地方住宅供給公社」に改める。

(新住宅市街地開発法の一部改正)

10 新住宅市街地開発法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は地方住宅供給公社」に改める。

第三十一条及び第三十二条第一項第一号中「日本住宅公団」の下に「地方住宅供給公社」を加える。

第四十条中「及び日本住宅公団」を「日本住宅公団及び地方住宅供給公社」に改める。

11 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

(登録税法の一部改正)

第十九条第七号中「住宅営団」の下に「地方住宅供給公社」を、「住宅営団法」の下に「地方住宅供給公社法」を加え、同条第十八号中「又は住宅営団」を「住宅営団又は地方住宅供給公社」に改め、同条第十九号の次に次の一号を加える。

十九ノ二 地方住宅供給公社が地方住宅供給公社法第二十一条第一項又は第三項第一号乃至第七号ノ業務ニ関シ取得スル建物又ハ土地ニ関スル権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

12 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ三ノ六の次に次の一号を加える。

六ノ三ノ七 地方住宅供給公社ノ発スル証書、帳簿

次のように改正する。

別表第一第一号の表中地方公務員の団体の項の次に次のように加える。

地方住宅供給公社
地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第 号)

14 (法人税法の一部改正)

法人税法の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中地方公共団体の項の次に次のように加える。

地方住宅供給公社
地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第 号)

15 附則第二項の規定による組織変更により地方公社となつた法人については、前項の規定による改正後の法人税法の規定は、当該組織変更の日後に終了する事業年度分の法人税に適用し、当該組織変更の日以前に終了する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)

16 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十四条及び第七十五条第二項中「日本住宅公団」の下に「地方住宅供給公社」を加える。

(地方税法の一部改正)

17 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「及び日本開発銀行」を「日本開発銀行及び地方住宅供給公社」に改める。

第七十三条の二第二項中「日本住宅公団」の下に「地方住宅供給公社」を加える。

を加える。

九の二 地方住宅供給公社が地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第 号)第二十一条

第一項又は第三項第二号に規定する業務の用に供する土地又は住宅の用に供する宅地とあわせて取得し、若しくは造成する国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するための土地

第七十三条の七第十二号の二中「日本住宅公団」の下に「又は地方住宅供給公社」を加える。

第七十三条の二十四第一項第二号中「日本住宅公団」の下に「地方住宅供給公社」を加える。

第七十三条の二十八の二(見出しを含む)中「日本住宅公団」の下に「又は地方住宅供給公社」を加え、同条第一項中「第九号」の下に「又は第九号の二」を加える。

附則に次の一項を加える。

57 道府県は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第 号)附則第二項の規定による組織変更により地方住宅供給公社となつた法人が当該組織変更の日以前に取得した譲渡する住宅及び定住住宅の譲渡とあわせて譲渡する土地について、当該法人から当該組織変更の日後最初に譲渡が行なわれた場合における当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

18 附則第二項の規定による組織変更により地方公社となつた法人に關しては、前項の規定による改正後の地方税法中法人の事業税に關する規定は、当該組織変更の日後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、当該組織変更の日以前に終了する事業年度分の法人の事業

昭和四十年四月三十日 衆議院會議録第四十号

地方住宅供給公社法案 總理府設置法の一部を改正する法律案

九三八

税については、なお従前の例による。

19 附則第二項の規定による組織変更により地方公社となつた法人に関しては、附則第十七項の規定による改正後の地方税法中不動産取得税に関する規定(同法附則第五十七項の規定を除く)は、当該組織変更の日後に、当該法人が取得し又は当該法人から譲り受ける不動産の不動産取得税について適用し、当該組織変更の日以前に、当該法人が取得し、又は当該法人から譲り受ける不動産の不動産取得税については、なお従前の例による。

(建設省設置法の一部改正)

20 建設省設置法の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号の五の次に次の一号を加える。

二十三の六 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

第四条第三項中「工業団地造成事業に係るものに関するもの」の下に、「同条第二十三号の六に規定する事務のうち地方住宅供給公社の業務で宅地の造成、管理及び処分、水面埋立事業並びに新住宅市街地開発事業に係るものに関するもの」を加え、同条第七項中「同条第二十三号の五」の下に「及び第二十三号の六」を加える。

第四条の二第二項中「並びに第三条を」第三條に改め、「工業団地造成事業に係るものに関するもの」の下に「並びに第二十三号の六に規定する事務のうち地方住宅供給公社の業務で宅地の造成、管理及び処分、水面埋立事業並びに新住宅市街地開発事業に係るものに関するもの」を加える。

21 昭和四十年六月三十日までの間は、前項の規定

定による改正後の建設省設置法第三条第二十三号の六に規定する事務のうち、地方住宅供給公社の業務で水面埋立事業に係るものに関するものは都市局において、その他のものは住宅局においてつかさどる。

理由

住宅の不足の著しい地域において、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給するため、地方住宅供給公社の制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。建設委員長森山欽司君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔森山欽司君登壇〕

○森山欽司君 たいだいま議題となりました地方住宅供給公社法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本案は、わが国の社会開発の一環としての住宅政策に画期的な制度、すなわち、持ち家住宅を切望する勤労者に、積み立て分譲方式による居住環境の良好な集団住宅及び宅地を供給するための制度を創設することを目的とするもので、おもな内容は次のとおりであります。

第一に、公社は、都道府県または人口五十万以上の都市が出資し、建設大臣の認可を受けて設立

するものとし、必要に応じて二以上の都道府県または人口五十万以上の都市が共同して設立することができるとしました。

第二に、公社は、分譲住宅を希望する勤労者から積み立て金を受け入れ、一定額に達した者に住宅及びその敷地を供給するほか、住宅及び利便施設の建設、貸貸その他の管理及び譲渡並びに宅地の造成、貸貸その他の管理及び譲渡等を行なうことができるものとしました。

第三に、公社の事業計画及び資金計画については、建設大臣、都道府県知事等の承認を受けさせるものとし、監督については、建設大臣、都道府県知事等が行なうものとしました。

第四に、国、地方公共団体は、国税、地方税を通じて税制上の優遇措置を講ずるものとし、住宅金融公庫は、公社の行なう積み立て分譲住宅等に必要資金の貸し付けについて配慮するものとし、しました。

第五に、公社が行なう住宅地域内の一団地の住宅経営に対して、土地の収用権を認めるものとし、新住宅市街地開発法に基づく開発事業の事業主体となることができるとしました。

第六に、都道府県または人口五十万以上の都市が設立した既存の住宅協会等民法上の公益法人で、現に住宅の供給事業を行なっているものは、二年以内に組織を変更して、本案の公社となることができるとしたことであります。

本案は、三月三十日本委員会に付託され、同三十一日建設大臣より提案理由の説明を聴取し、引き続き質疑に入り、以後、数回にわたり慎重審議いたしました。その詳細につきましては会議録に譲ることにいたします。

かくて、四月二十八日、本案に対する質疑を終

了し、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七 總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第七、總理府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

總理府設置法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。

昭和四十年二月十七日 内閣總理大臣 佐藤 榮作

總理府設置法の一部を改正する法律案

總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)第十五条第一項の表中住民台帳制度合理化調査

の項の次の次により加える。

家庭生活
問題審議会

内閣総理大臣の諮問に依りて
家庭生活問題に関する重要事
項を調査審議すること。

港
湾
調
整
審
議
会

港湾に関する各行政機関の施
策のうち総合調整を要するも
のに関し、内閣総理大臣の諮
問に依りて調査審議し、及び
内閣総理大臣に意見を述べる
こと。

附則第四項中「昭和四十一年三月三十一日まで」
の下に、「家庭生活問題審議会は、昭和四十二年
三月三十一日まで」を加える。

附則第五項を附則第六項とし、附則第四項の次
に次の一項を加える。

5 当分の間、第二十三条に規定する定員は、同
条の規定による定数に五人を加えたものとす
る。

附 則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行す
る。

理 由

総理府本府に附屬機関として家庭生活問題審議
会及び港湾調整審議会を設置する等の必要があ
る。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内
閣委員長河本敏夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔河本敏夫君登壇〕

昭和四十年四月三十日 衆議院會議録第四十号

○河本敏夫君 ただいま議題となりました総理府
設置法の一部を改正する法律案につきまして、内
閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告
申し上げます。

本案は、総理府の附屬機関として家庭生活問題
審議会並びに港湾調整審議会を設置すること、当
分の間、総理府本府の定員を五人増員することと
あります。

本案は、二月十七日本委員会に付託、二月十八
日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を
行ない、四月二十八日、質疑を終了いたしました
ところ、本案に対し、八田委員外二名より、「四
月一日」の施行期日を「公布の日」に改める旨の自
民、社会、民社三党共同提案にかかる修正案が提
出され、趣旨説明の後、討論もなく、直ちに採決
の結果、全会一致をもって修正案のとおり修正議
決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

総理府設置法の一部を改正する法律案に対
する修正案(委員会修正)

総理府設置法の一部を改正する法律案の一部を
次のように修正する。

附則中「昭和四十年四月一日」を「公布の日」に改
める。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

総理府設置法の一部を改正する法律案 千九百六十三年十二月十七日に国際連合総会決議第九百九十一号(XXI)によつて採択された国際連合憲章の改正の批准について承認を求めるの件

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委
員長報告のとおり決しました。

日程第八 千九百六十三年十二月十七日に国
際連合総会決議第九百九十一号(XXI)に
よつて採択された国際連合憲章の改正の批
准について承認を求めるの件

○議長(船田中君) 日程第八、千九百六十三年十
二月十七日に国際連合総会決議第九百九十一号

(XXI)によつて採択された国際連合憲章の改正の
批准について承認を求めるの件を議題といたしま
す。

千九百六十三年十二月十七日に国際連合総会
決議第九百九十一号(XXI)によつて採択さ
れた国際連合憲章の改正の批准について承認
を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和四十年二月三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

千九百六十三年十二月十七日に国際連合総
会決議第九百九十一号(XXI)によつて採
択された国際連合憲章の改正の批准につい
て承認を求めるの件

千九百六十三年十二月十七日に国際連合総会決
議第九百九十一号(XXI)によつて採択された国
際連合憲章の改正の批准について、日本国憲法第
七十三号第三号ただし書の規定に基づき、国会の
承認を求める。

理 由

千九百六十三年十二月十七日に国際連合の第十
八回総会決議第九百九十一号(XXI)によつて採
択された国際連合憲章の改正は、安全保障理事会
及び経済社会理事会の理事国の定数の増加等を内
容とするものであつて、国際連合加盟国の増加に
かんがみ、妥当かつ有意義と認められる。よつ
て、この改正を批准することといたしたい。これ
が、この案件を提出する理由である。

千九百六十三年十二月十七日に国際連合総
会決議第九百九十一号(XXI)によつて採
択された国際連合憲章の改正

A

総会は、国際連合憲章第八八条の規定に従つて
次の憲章の改正を採択することを決定する。

(a) 第二十三条第一文中の「十一」を「十五」に、
第三文の「六」を「十」に改める。

(b) 第二十三条第二文を次のように改める。

安全保障理事会の理事国の定数が十一から
十五に増加された後の第一回の非常任理事国の
選挙では、追加の四理事国のうち二理事国
は、一年の任期で選ばれる。

(c) 第二十七条第二文中の「七」を「九」に改める。

(d) 第二十七条第三文中の「七」を「九」に改める。

B

総会は、国際連合憲章第八八条の規定に従つて
次の憲章の改正を採択することを決定する。

第六十一条

1 経済社会理事会は、総会によつて選挙される
二十七の国際連合加盟国で構成する。

2 3の規定を留保して、経済社会理事会の九理
事国は、三年の任期で毎年選挙される。退任理

昭和四十年四月三十日 衆議院會議録第四十号

事国は、引き続き再選される資格がある。

3 経済社会理事会の理事国の定数が十八から二十七に増加された後の第一回の選挙では、その年の終りに任期が終了する六理事国に代わつて選挙される理事国に加えて、更に九理事国が選挙される。このようにして選挙された追加の九理事国のうち三理事国の任期は一年の終りに、他の三理事国の任期は二年の終りに、總會の定めるところに従つて終了する。

4 経済社会理事会の各理事国は、一人の代表者を有する。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。外務委員長安藤覺君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔安藤覺君登壇〕

○安藤覺君 ただいま議題となりました案件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

一九六三年十二月十七日、国際連合第十八回總會の本會議は、国際連合憲章の一部を改正して、安全保障理事会及び経済社会理事会の理事国の定数を増加すること等を規定する總會決議、第九千九百九十一号を採択いたしました。

本改正は、安全保障理事会の非常任理事国の定数を現在の六から十に増加することにより、安全保障理事会の理事国数を十一から十五に増加すること、経済社会理事会の理事国の定数を現在の十八から二十七に増加すること等を内容とするものであります。

本件は、二月三日本委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は會議録により御了承を願います。

かくて、四月二十八日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行いましたところ、本件は全会

一致をもって承認すべきものと議決いたしました。右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

新東京国際空港公団法案(内閣提出)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、新東京国際空港公団法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

新東京国際空港公団法案を議題といたします。

新東京国際空港公団法案

右國會に提出する。

昭和四十年二月二十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

新東京国際空港公団法案

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 役員及び職員(第九条―第十九条)

千九百六十三年十二月十七日に国際連合總會決議第九千九百九十一号(二〇)によつて採択された国際連合憲章の改正の批准

九四〇

第三章 業務(第二十条―第二十四条)

第四章 財務及び会計(第二十五条―第三十五条)

第五章 監督(第三十六条―第三十七条)

第六章 雑則(第三十八条―第四十条)

第七章 罰則(第四十一条―第四十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 新東京国際空港公団は、新東京国際空港の設置及び管理を効率的に行なうこと等により、航空輸送の円滑化を図り、もつて航空の総合的な発達に資するとともに、わが国の国際的地位の向上に寄与することを目的とする。

(新東京国際空港)

第二条 新東京国際空港は、次の要件を備える公共用飛行場として、東京都の周辺の地域で政令で定める位置に設置するものとする。

一 長期にわたつての航空輸送需要に対応することができものであること。

二 将来における主要な国際航空路線の用に供することができものであること。

(法人格)

第三条 新東京国際空港公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第四条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、運輸大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 公団の資本金は、五億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公団に追加して出資することができる。

3 公団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第六条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 公団でない者は、新東京国際空港公団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、公団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第九条 公団に、役員として、總裁一人、副總裁一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十条 總裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副總裁は、公団を代表し、總裁の定めるところにより、總裁を補佐して公団の業務を掌理し、總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、總裁の定めるところにより、總裁及び副總裁を補佐して公団の業務を掌理し、總裁及び副總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、公団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は運輸大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十一条 總裁及び監事は、運輸大臣が任命する。

2 副總裁及び理事は、運輸大臣の認可を受けて、總裁が任命する。

(役員の任期)

第十二条 役員の任期は、四年とする。ただし、

補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三 新東京国際空港に係る施設を使用して事業を営む者又はその者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四 前二号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

(役員の解任)

第十四条 運輸大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 運輸大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼任禁止)

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員

となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十六条 公団と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第十七条 総裁及び副総裁は、公団の理事及び職員のうちから、公団の主たる事務所又は従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十八条 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十九条 公団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 新東京国際空港の設置及び管理を行なうこと。

二 新東京国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第四項に規定する航空保安施設の設置及び管理を行なうこと。

三 新東京国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の施設で政令で定めるものの建設及び管理を行なうこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2 公団は、前項の業務に遂行に支障のない範囲内において、あらかじめ運輸大臣の認可を受け

て、次の業務を行なうことができる。

一 前項第三号に規定する施設以外の施設で、

新東京国際空港を利用する者の利便を確保するために当該空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所、店舗その他の政令で定めるものの建設及び管理を行なうこと。

二 委託に基づき、飛行場の工事並びに飛行場に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行なうこと。

(基本計画)

第二十一条 運輸大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号及び第二号の業務につき基本計画を定め、これを公団に指示するものとする。これを変更するときも、同様とする。

(業務の実施)

第二十二条 公団は、第二十条第一項第一号及び第二号の業務については、前条の基本計画に従い、かつ、航空法で定めるところにより、これを行なわなければならない。

第二十三条 公団は、第二十条第一項第三号又は同条第二項第一号の業務を行なう場合において、政令で定める基準に従つてしなければならない。

(業務方法書)

第二十四条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十六条 公団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十七条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけないなければならない。

3 公団は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理並びに納付金)

第二十八条 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 公団は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金に關し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び新東京国際空港債券)

第二十九条 公団は、運輸大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は新東京国際空港債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、運輸大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、運輸大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第三十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和三十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

第三十一条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)
第三十二条 公団は、次の方法による場合を除く

ほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他運輸大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金(財産の処分等の制限)

第三十三条 公団は、運輸省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)
第三十四条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(運輸省令への委任)
第三十五条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第五章 監督

(監督)
第三十六条 公団は、運輸大臣が監督する。

2 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、公団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十七条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、公団に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、公団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十八条 公団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十九条 運輸大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十一条の基本計画を定め、又は変更しようとするとき。

二 第二十四条第一項、第二十六条、第二十九条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十一条又は第三十三条の規定による認可をしようとするとき。

三 第二十四条第二項又は第三十五条の規定により運輸省令を定めようとするとき。

四 第二十七条第一項又は第三十四条の規定による承認をしようとするとき。

五 第三十二条第一号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第四十条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

(罰則)

第四十一条 第三十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により運輸大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

することを怠つたとき。

三 第二十条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第三十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十六条第二項の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

第四十三条 第七条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律中第二条の規定は公布の日から、その他の規定は同条の政令の公布の日後において政令で定める日から施行する。

(公団の設立)

第二条 運輸大臣は、公団の總裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された總裁又は監事となるべき者は、公団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ總裁又は監事に任命されたものとする。

第三条 運輸大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された總裁となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された總裁となるべき者は、前条第三項の事務の引き継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。
(日本国有鉄道から公団に転出した復帰希望職員に關する公共企業体職員等共済組合法の特

例

第六條 公団の成立の際現に日本国有鉄道の職員である国鉄共済組合の組合員（公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）以下この条において「法」という。）の長期給付に關する規定の適用を受けない者を除く。以下この条において「組合員」という。）が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公団に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条において「公団職員」という。）となるため退職した場合において、その者が、公団職員となつた日から六十日以内に、国鉄共済組合の運営規則で定めるところにより、その引き続き公団職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき（以下この条において「復帰したとき」という。）の法第十五条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を国鉄共済組合に申し出たときは、当該退職（以下この条において「転出」という。）に係る長期給付は、その申出をした者（以下この条において「復帰希望職員」という。）が引き続き公団職員として在職する間、その支払を差し止める。

2 復帰希望職員が引き続き公団職員として在職し、引き続き復帰したとき（その後六月以内に退職したときを除く。第四項において同じ。）は、法の長期給付に關する規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなし、当該公団職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。ただし、当該公団職員であつた期間内に発した疾病又は負傷に係る廃疾給付については、この限りでない。

3 復帰希望職員及び公団については、当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて、法第六章（第六十六条第一項第一号及び第三号に掲げる金額に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、第六十四条第一項中「給付及

び福祉事業」とあるのは「長期給付」と、第六十五条第一項中「組合員（前条第二項の運営規則で定める組合員を除く。以下この項において同じ。）とあるのは「組合員」と、第六十六条第一項中「公共企業体は、次に掲げる金額を」とあるのは「公共団は第二号に掲げる金額を、公共企業体は第四号に掲げる金額をそれぞれ」と、同条第四項中「公共企業体」とあるのは「公共団若しくは公共企業体」と読み替へるものとする。

4 復帰希望職員が引き続き公団職員として在職しなかつたとき（引き続き日本国有鉄道に復帰したときを除く。）は、国鉄共済組合は、運輸省令で定めるところにより、当該復帰希望職員及び公団に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

（経過規定）

第七條 この法律の施行の際現に新東京国際空港公団という名称を使用している者については、第七條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第八條 公団の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

第九條 公団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

（航空法の一部改正）

第十條 航空法の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「運輸大臣以外の者」を「運輸大臣及び新東京国際空港公団以外の者」に改める。

第五十六条を第五十五条の二とし、同条の次に次の二条を加える。

（新東京国際空港等の設置又は管理）

第五十五条の三 新東京国際空港公団は、新東京国際空港若しくは新東京国際空港公団（法昭和四十一年法律第 号）第二十条第一項第二号の航空保安施設を設置し、又は当該空

港若しくは航空保安施設に運輸省令で定める重要な変更を加えようとするときは、運輸省令で定めるところにより、同法第二十一条の基本計画に基づいて工事実施計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第三十八条第三項、第三十九条（第一項第三号及び第四号に係るものを除く。）及び第四十条の規定は、前項の工事実施計画の認可について準用する。ただし、第三十八条第三項、第三十九条第二項及び第四十条の規定は、新東京国際空港を設置しようとする場合における前項前段の規定による工事実施計画の認可以外の工事実施計画の認可については、当該認可に係る工事実施計画の実施により新東京国際空港の範圍、進入表面、転移表面又は水平表面に変更を生ずることとなる場合に限り準用する。

3 前項の場合において、第四十条中「第四十条第一項」とあるのは、「第五十五条の三第一項」と読み替へるものとする。

第五十六条 第四十二条、第四十四条（供用の休止に關する部分に限る。）、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項、第四十九条、第五十条、第五十一条第二項、第四項及び第五項、第五十四条並びに第五十四条の二の規定は、新東京国際空港公団が設置する新東京国際空港又は前条第一項の航空保安施設について準用する。この場合において、第五十条第一項中「第四十三条第一項」とあるのは、「第五十五条の三第一項」と読み替へるものとする。

第五十五条第二号中「第五十六条第二項」を「第五十五条の二第二項又は第五十六条」に改める。

（空港整備法の一部改正）

第十一條 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「国際航空路線」を「新

東京国際空港及び国際航空路線」に、「政令」を「政令」に改める。

第三条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、新東京国際空港は、新東京国際空港公団が設置し、及び管理する。

第十二條中「運輸大臣」の下に、「新東京国際空港公団」を加える。

（公職選挙法の一部改正）

第十二條 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三百三十六條の二第二号中「日本鉄道建設公団」の下に、「新東京国際空港公団」を加える。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十三條 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「日本鉄道建設公団」の下に、「新東京国際空港公団」を加える。

（登録税法の一部改正）

第十四條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一号ノ十の次に次の一号を加える。

一ノ十一 新東京国際空港公団自己ノ為ニスル登記又ハ登録

（印紙税法の一部改正）

第十五條 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ五ノ七の次に次の一号を加える。

六ノ五ノ八 新東京国際空港公団ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十六條 所得税法（昭和四十一年法律第 号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「新技術開発事業団」の項の次に次のように加える。

昭和四十年四月三十日 衆議院會議録第四十号

新東京国際空港公団法案 朗読を省略した議長長の報告

九四四

新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第十七条 法人税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「新技術開発事業団」の項の次に次のように加える。

新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第 号)

(地方税法の一部改正)

第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「日本鉄道建設公団」の下に「新東京国際空港公団」を加える。

第七十三条の四第一項第一号中「日本鉄道建設公団」の下に「新東京国際空港公団」を加える。

第三百四十九条の三に次の一項を加える。

19 新東京国際空港公団が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第十九条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「日本鉄道建設公団」の下に「新東京国際空港公団」を加える。

(運輸省設置法の一部改正)

第二十条 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十四号の七の二の次に次の一号を加える。

四十四の七の三 新東京国際空港公団を監督すること。

第二十八条の二第一項第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 新東京国際空港公団に関すること。

第八十三条の表中「一五、〇八五人」を「一五、〇六一人」に、「三三、七三四人」を「三三、七二〇人」に改める。

理 由

将来における航空輸送需要の急激な増大及び航空機の急速な進歩に対応することができず、新国際空港を東京都周辺の地域に整備することにより、航空輸送の円滑化を図り、もつて航空の総合的な発達に資するため、新東京国際空港公団を設立して、新東京国際空港の設置及び管理等を効率的に行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。運輸委員会理事田邊國男君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔田邊國男君登壇〕

○田邊國男君 ただいま議題となりました新東京国際空港公団法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本案は、新東京国際空港公団を設立し、新東京国際空港の設置及び管理を効率的に行なわせることにより、航空輸送の円滑化をはかり、もつて、航空の総合的な発達とわが国の国際的地位の向上に寄与せんとするものであります。

本案の要点的な第一点は、新空港の位置は、東京都周辺の地域で政令で定め、また、公団の資本金は五億円、全額政府出資とし、役員は、総裁一人、副総裁一人、理事六人以内、監事二人以内とすること、第二点は、公団は、新空港及び同空港のための航空保安施設の設置及び管理

を行なうことを主たる業務とすること、第三点は、公団の財務及び会計に関する事項、監督に関する事項、公団の設立手続、諸税の減免等について規定しております。

本案は、三月九日政府より提案理由の説明を聴取し、自來、参考人より意見を聴取する等熱心なる質疑を行ない、四月二十七日質疑を終了し、四月三十日、討論に入り、日本社会党を代表して小川三男君より反対、民主社会党を代表して竹谷源太郎君より反対の討論が行なわれ、採決の結果、本案は起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本法案に対し、政府は、航空審議会の答申に基づき、すみやかに候補地の決定を行ない、建設及び管理に当たる公団の設立を促進するよう万全の措置を講ずべき旨の附帯決議が提出され、起立多数をもって可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時八分散会

出席國務大臣

外務大臣 椎名悦三郎君
大蔵大臣 田中 角榮君
厚生大臣 神田 博君
農林大臣 赤城 宗徳君
通商産業大臣 櫻内 義雄君
運輸大臣 松浦周太郎君
自治大臣 吉武 恵市君

出席政府委員

総理府総務長官 白井 莊一君
建設政務次官 白濱 仁吉君

○朗読を省略した議長長の報告

(議決通知)

一、去る二十七日、本院は国家公安委員会委員に津田正夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る二十八日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、去る二十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律
外務省設置法の一部を改正する法律
運輸省設置法の一部を改正する法律

日本国有鉄道法の一部を改正する法律
公職選挙法の一部を改正する法律
中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律

律

中小企業信用保険法の一部を改正する法律

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律

法律

森林開発公団法の一部を改正する法律

山村振興法

(政府委員退任)

一、去る二十八日、佐藤内閣総理大臣から船田議

長宛、二十三日付をもつて経済企画庁長官官房

長村上孝太郎は大蔵大臣官房長に、大蔵大臣官

房長谷村裕は大蔵省主計局長に、大蔵省主計局

長佐藤一郎は大蔵事務次官に、大蔵省主計局次

長渡田智は経済企画庁長官官房長にそれぞれ任

命されたので政府委員としての資格を失つた旨

の通知を受領した。

(常任委員辞任)

一、去る二十七日、議長において、次の常任委員

の辞任を許可した。

法務委員

山本 幸一君

畑 和君

外務委員

加藤 高蔵君

中村 梅吉君

保科善四郎君

前田 正男君

加藤 進君

佐々木良作君

大蔵委員

長谷川正三君

大橋 武夫君

福田 赳夫君

前尾繁三郎君

石田 有全君

畑 和君

通信委員

小淵 恵三君

畑 和君

山本 幸一君

篠田 弘作君

建設委員

篠田 弘作君

篠田 弘作君

予算委員

石田 有全君

片島 港君

春日 一幸君

井村 重雄君

上林山榮吉君

飯谷 忠男君

正示啓次郎君

登坂重次郎君

中野 四郎君

八木 徹雄君

河野 正君

山田 長司君

吉田 賢一君

川上 貫一君

吉田 賢一君

佐々木良作君

決算委員

赤松 勇君

井伊 誠一君

神近 市子君

山本 幸一君

西村 榮一君

井岡 大治君

久保 三郎君

畑 和君

肥田 次郎君

竹谷源太郎君

赤松 勇君

井伊 誠一君

神近 市子君

山本 幸一君

西村 榮一君

井岡 大治君

久保 三郎君

畑 和君

肥田 次郎君

竹谷源太郎君

赤松 勇君

井伊 誠一君

神近 市子君

山本 幸一君

西村 榮一君

井岡 大治君

久保 三郎君

畑 和君

肥田 次郎君

竹谷源太郎君

赤松 勇君

井伊 誠一君

神近 市子君

山本 幸一君

西村 榮一君

井岡 大治君

久保 三郎君

畑 和君

肥田 次郎君

竹谷源太郎君

赤松 勇君

井伊 誠一君

神近 市子君

山本 幸一君

西村 榮一君

井岡 大治君

運輸委員

山村新治郎君

竹谷源太郎君

天野 光晴君

西村 榮一君

井手 以誠君

勝岡田清一君

畑 和君

篠田 弘作君

井伊 誠一君

山ロシヅエ君

天野 光晴君

木部 佳昭君

丹羽喬四郎君

中嶋 英夫君

小淵 恵三君

田村 元君

山村新治郎君

渡辺美智雄君

兒玉 末男君

石橋 政嗣君

松本 七郎君

赤松 勇君

森本 靖君

赤松 勇君

石田 有全君

石橋 政嗣君

松本 七郎君

赤松 勇君

森本 靖君

赤松 勇君

石田 有全君

石橋 政嗣君

松本 七郎君

赤松 勇君

森本 靖君

赤松 勇君

石田 有全君

石橋 政嗣君

松本 七郎君

赤松 勇君

森本 靖君

赤松 勇君

石田 有全君

石橋 政嗣君

松本 七郎君

赤松 勇君

森本 靖君

赤松 勇君

石田 有全君

石橋 政嗣君

松本 七郎君

赤松 勇君

森本 靖君

赤松 勇君

石田 有全君

石橋 政嗣君

松本 七郎君

赤松 勇君

森本 靖君

赤松 勇君

石田 有全君

石橋 政嗣君

松本 七郎君

赤松 勇君

通信委員

篠田 弘作君

山本 幸一君

畑 和君

田村 元君

河野 正君

山田 長司君

吉田 賢一君

大橋 武夫君

保科善四郎君

加藤 高蔵君

中村 梅吉君

福田 赳夫君

前田 正男君

前尾繁三郎君

石田 有全君

片島 港君

佐々木良作君

加藤 進君

吉田 賢一君

吉田 賢一君

一、去る二十八日、議長において、次の通り常任

委員の補欠を指名した。

地方行政委員

山本 幸一君

井岡 大治君

久保 三郎君

畑 和君

肥田 次郎君

井岡 大治君

竹谷源太郎君

山本 幸一君

赤松 勇君

井伊 誠一君

神近 市子君

西村 榮一君

栗山 秀君

山村新治郎君

藤本 孝雄君

渡 徹郎君

石田 有全君

福井 勇君

増田甲子七君

鯨岡 兵輔君

濱野 清吾君

松本 七郎君

丹羽喬四郎君

小林 進君

渡辺美智雄君

阿 良一君

昭和四十年四月三十日 衆議院會議録第四十号 朗読を省略した議長の報告

九四六

社会労働委員	岡 良一君 山口シヅエ君	井手 以誠君 小林 進君	産業公害対策特別委員	川野 芳満君 門司 亮君 中井徳次郎君	細谷 治嘉君 山村新治郎君	地方行政委員会 付託	理学療法士及び作業療法士法案(内閣提出第一〇七号)(参議院送付) 社会労働委員会 付託 海上運送法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一八号)(参議院送付) 運輸委員会 付託 (回付議案受領) 一、去る二十八日、参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。 漁港法の一部を改正する法律案 (条約送付) 一、去る二十七日、参議院に送付した条約は次の通りである。 千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸協定の締結について承認を求めるの件 日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件 日本国とインドとの間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件 (議案送付) 一、去る二十七日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案 大蔵省設置法の一部を改正する法律案 皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案 憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に関する法律案 小規模企業共済法案 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する	法律案 (条約通知書受領) 一、去る二十八日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。 航空業務に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 (議案通知書受領) 一、去る二十八日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。 公職選挙法の一部を改正する法律案 山村振興法案 一、去る二十八日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案 外務省設置法の一部を改正する法律案 運輸省設置法の一部を改正する法律案 日本国有鉄道法の一部を改正する法律案 中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案 森林開発公団法の一部を改正する法律案 (答弁書受領) 一、去る二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員加藤進君提出山陽特殊製鋼の倒産等に関する質問に対する答弁書				
運輸委員	天野 光晴君 山村新治郎君	西村 榮一君 竹谷源太郎君	(特別委員補欠選任) 一、去る二十七日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 体育振興に関する特別委員 栗山 礼行君 中村 時雄君	中井徳次郎君	中村 時雄君	一、去る二十八日、参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。 行政監理委員会設置法案(内閣提出第一三〇号)(参議院送付) 内閣委員会 付託 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)(参議院送付)	一、去る二十八日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案 外務省設置法の一部を改正する法律案 運輸省設置法の一部を改正する法律案 日本国有鉄道法の一部を改正する法律案 中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案 森林開発公団法の一部を改正する法律案 (答弁書受領) 一、去る二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員加藤進君提出山陽特殊製鋼の倒産等に関する質問に対する答弁書					
通信委員	山口シヅエ君 井伊 誠一君 畑 和君	柳田 秀一君 小淵 恵三君 井手 以誠君	建設委員	山村新治郎君 渡辺美智雄君 木部 佳昭君 天野 光晴君 中嶋 英夫君	小淵 恵三君 兒玉 末男君 篠田 弘作君 丹羽喬四郎君	災害対策特別委員	志賀健次郎君 八田 貞義君 川俣 清吾君 産業公害対策特別委員 山村新治郎君 吉川 兼光君 細谷 治嘉君	笹山茂太郎君 華山 親義君 中井徳次郎君 川野 芳満君	一、去る二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 道路交通法の一部を改正する法律案 行政監理委員会設置法案 海上運送法の一部を改正する法律案 理学療法士及び作業療法士法案 (議案付託) 一、去る二十八日、委員会に付託された議案は次の通りである。 行政監理委員会設置法案(内閣提出第一三〇号)(参議院送付) 内閣委員会 付託 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)(参議院送付)	一、去る二十八日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。 道路交通法の一部を改正する法律案 行政監理委員会設置法案 海上運送法の一部を改正する法律案 理学療法士及び作業療法士法案 (議案付託) 一、去る二十八日、委員会に付託された議案は次の通りである。 行政監理委員会設置法案(内閣提出第一三〇号)(参議院送付) 内閣委員会 付託 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)(参議院送付)	一、去る二十八日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。 道路交通法の一部を改正する法律案 行政監理委員会設置法案 海上運送法の一部を改正する法律案 理学療法士及び作業療法士法案 (議案付託) 一、去る二十八日、委員会に付託された議案は次の通りである。 行政監理委員会設置法案(内閣提出第一三〇号)(参議院送付) 内閣委員会 付託 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)(参議院送付)	一、去る二十八日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案 外務省設置法の一部を改正する法律案 運輸省設置法の一部を改正する法律案 日本国有鉄道法の一部を改正する法律案 中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案 森林開発公団法の一部を改正する法律案 (答弁書受領) 一、去る二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員加藤進君提出山陽特殊製鋼の倒産等に関する質問に対する答弁書
予算委員	松本 七郎君 石田 有全君	勝岡田清一君	決算委員	赤松 勇君	森本 靖君	(特別委員辞任) 一、去る二十七日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 体育振興に関する特別委員 中村 時雄君 栗山 礼行君 一、去る二十八日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 田村 良平君 藤井 勝志君 森下 元晴君 落合 寛茂君 泊谷 裕夫君	一、去る二十八日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。 道路交通法の一部を改正する法律案 行政監理委員会設置法案 海上運送法の一部を改正する法律案 理学療法士及び作業療法士法案 (議案付託) 一、去る二十八日、委員会に付託された議案は次の通りである。 行政監理委員会設置法案(内閣提出第一三〇号)(参議院送付) 内閣委員会 付託 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)(参議院送付)	一、去る二十八日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。 道路交通法の一部を改正する法律案 行政監理委員会設置法案 海上運送法の一部を改正する法律案 理学療法士及び作業療法士法案 (議案付託) 一、去る二十八日、委員会に付託された議案は次の通りである。 行政監理委員会設置法案(内閣提出第一三〇号)(参議院送付) 内閣委員会 付託 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)(参議院送付)	一、去る二十八日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案 外務省設置法の一部を改正する法律案 運輸省設置法の一部を改正する法律案 日本国有鉄道法の一部を改正する法律案 中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案 森林開発公団法の一部を改正する法律案 (答弁書受領) 一、去る二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員加藤進君提出山陽特殊製鋼の倒産等に関する質問に対する答弁書			

山陽特殊製鋼の倒産等に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和四十年四月十九日

提出者 加藤 進

衆議院議長 船田 中殿

山陽特殊製鋼の倒産等に関する質問主意書
一 山陽特殊製鋼の倒産以来四十日の経過を見れば、労働者、中小企業の受けた打撃は一段と深刻になっている。

かつて荻野社長が「労使協調」政策により極端な低賃金と労働強化を押しつけられてきた労働者は、倒産に直面してその本質をばつくりとつかみ、いまや独占資本の支配と収奪に対決しようとしている。

山陽鋼の労働者は、社内預金を凍結されたばかりか、退職金はもちろん、労働者の出張旅費の立替金まで支払われないまま、物価高による生活の破たんにおびやかされている。

富士製鉄をはじめ、神戸、三菱など大銀行、三井物産など大口債権者は「会社更生法」申請直前まで担保設定に狂奔し、三井物産などは未確定の債権まで担保を押し、自己の権利を確保した上で計画的に倒産させた。そして労働者、中小企業の犠牲で「再建」し、山陽鋼の最新鋭設備を大口債権者の支配下におき、労働者に対する収奪を強めようとしている。この「再建」によつて富士製鉄をはじめ大口債権者が大きな利益を得ることは全く明らかである。

政府委員は、国会答弁で「社内預金は支払われるものではあるが、現実には金がなければ仕方がない」として、労働者の苦しみを目をつぶっているが、政府は労働者の債権を、山陽鋼の経営を破たんさせた当の責任者である荻野一氏に

対してはもちろん、富士製鉄をはじめ大口債権者に負担させるための特別の措置をとる用意はないか。

二 下請け中小企業も山陽特殊製鋼によつて極端な支払遅延と単価切下げで苦しめられてきた。にもかかわらず、「会社更生法」適用でさらに債権が棚上げされてしまった。そして大口債権者だけは山陽鋼「再建」にあつては「不採算部門の切捨て」による下請け整理を行ない。あるいは「現金決済を口実に単価切下げによつて大きな利益を得ようとしている。

政府は、これら中小企業の債権に対して、これを政府が保証し、荻野一氏はもちろん、富士製鉄をはじめ大口債権者の負担によつて救済する特別の措置を講じる用意はないか。

三 政府は、しばしば下請け中小企業に対し「救済のための金融措置をとる。」ことを言明している。しかし実際には、関係銀行は割当てられた救済資金を消化するため、被害の軽微な信用と担保のある企業には要求もしないのに押しつけ融資をしようとし、反対にその力のない真に融資を望んでいる弱小企業には融資を拒んでいる。

このようなことが中小企業救済の方針であるといえるか。

四 山陽特殊製鋼の管財人となつた原田鹿太郎氏は就任のあいさつで、労働者に対し「山陽鋼の経営悪化を許した労働組合にも責任はある。市民に大きな迷惑をかけたのだから会社再建にあつて労働者は耐え忍んでもらいたい。」といつており、「不採算部門の切捨て」を口実に首切り、「合理化」、労働強化、低賃金が必至の事態にある。

「会社更生法」はかかるやり方を容認するものであると政府は考えるかどうか。

五 銀行は新しい融資や仕事のあつせんに際し、山陽特殊製鋼の下請けである浜田運送などに対して労働者のかく首を条件にするなど圧力を加えている。

融資、仕事のあつせんにあつてこのようなことは許されるものであるか。

そもそも「会社更生法」は、労働者、中小企業の犠牲において大企業の支配を強めるために作られ、運用されている。

わが党は、昭和二十六年この法律の審議に当たつて「この法律は下請けをはじめ広範な層を犠牲にし、日本の国民経済を軍需産業的なものに再編させ、内外独占資本に日本の企業支配を容易ならしめるものである。」と警告し、反対したが、まさにこのようなことが今日起こつている。

以上のべた諸点に対し、政府が真に労働者、中小企業の立場に立つて明確に回答することを要求する。

右質問する。

昭和四十年四月二十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議員加藤進君提出山陽特殊製鋼の倒産等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員加藤進君提出山陽特殊製鋼の倒産に関する質問に対する答弁書

山陽特殊製鋼の倒産については、政府は、同社が多数の下請等関連企業を有していること、同社

の生産するレース用軸受鋼管が全国需要の九十%以上をまかなつてゐること等の事情にかんがみ、その生産活動の中断とこれに基づく信用不安および関連中小企業者、労働者等に与える悪影響を極力回避するよう格段の努力を重ねてきた。幸い、関係者の努力により、同社の再建は目下順調に進みつつあり、三月三十日、製鋼部門の生産も再開され、従来より操業継続中の圧延部門とともに、全体で昨年十二月のおおむね六十五%の操業率を維持しうるに至つてゐる。

御質問の各項については、次のように考える。

一 山陽特殊製鋼原田管財人は、その就任の声明において、さしあたり組合員一人当り五万円を限度として、社内預金の払戻しを行ないたい旨、また今後とも資金手当てのつき次第その未払分を優先的に支払いたい旨を明らかにしたが、すでに部長以下の職にある者に対し一人当り十万円を限度とする払戻しがすすめられている。政府としても、同社の再建が速やかに軌道にのり、これら債務の速やかな弁済が図られるよう努力したい。

二 下請中小企業債権者の保護については、会社更生法第二百二十九条但書の規定により、更生計画において小口債権について有利な定めをすることができるとなつてゐるが、政府としては、この規定の運用により、中小企業者の小口債権を有利に取り扱うことが可能と考えてゐるので、更生計画の決定にあつて関連中小企業者保護の見地から事前に通商産業省の意見を求めることを希望する旨の意見を裁判所に述べてあり、今後ともこの線に沿つて中小債権者の保護に意を用ひたいと考える。

三 政府は、山陽鋼の倒産に伴つて関連中小企業

昭和四十年四月三十日 衆議院會議録第四十号

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

が連鎖的に倒産することを極力防止するため、政府関係金融機関による資金の融通、既往貸付の条件緩和等を促すとともに、民間金融機関等に對し強くその協力を要請し、これら各金融機関においても、積極的にこれに應ずる態勢をとつていなくてはならない。政府としては、今後ともこれらの措置が、真に救済を必要とするところに適切に施されるようきめ細かい指導を進める所存である。

四 更生会社の労使関係についても、労働基準法その他の労働関係諸法の適用は排除されず、更生計画案については、労働組合等の意見を聞かなければならないこととなつていて、会社更生法は、労働に關し不当な行為を容認するものではない。

五 融資および仕事のあつせんについては、政府は、関係金融機関に対して下請企業に対する融資等に関する協力を要請するとともに、政府関係金融機関に対して下請企業に対する融資等につき厚く配慮するよう指示しており、また姫路商工会議所に設置された相談所においては仕事のあつせん等を行なつてゐる。

これらの措置は、関連中小企業者およびその従業者の保護のために推進してゐるものであるが、政府としては、これが、その趣旨に沿つて進められるよう努力してまいりたい。

一 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的
本案は、新産業都市の建設及び工業整備特別

地域の整備のための国又は地方公共団体が行なう建設事業で、地方公共団体が経費の一部を負担するものについて、国の特別の財政措置を定めようとするものであつて、その措置の概要は次のとおりである。

(一) 都道府県に対する措置

ア 住宅、道路、港湾等基幹的な施設の整備のための国の直轄事業又は国庫補助事業について、通常の負担額をこえる負担額の財源に充てるため都道府県が起す地方債の利子の一部を国が補給する。

イ 右の利子補給は、昭和四十年年度から五十年年度までの間に起された地方債について、昭和五十五年年度までの間に支払われる各年度の利子額のうち、年利三分五厘をこえる部分に対して、年利八分を限度として行なわれる。

(二) 市町村に対する措置

昭和四十年年度から五十年年度までの間に行なわれる住宅、道路、港湾、下水道、教育施設及び厚生施設等基幹的な施設の整備のための国の直轄事業又は国庫補助事業について、市町村が通常の負担額をこえる負担をする場合に、当該市町村の財政力を考慮しつつ、その超過負担の割合に応じて国の負担割合を、その二割五分を限度として引き上げ、その差額を国が翌年度に精算交付する。

二 議案の可決理由

地域格差を是正し、国土の均衡ある開発発展と国民経済の発達に資するため、新産業都市の建設及び工業整備特別地域の整備の促進を図る見地から、関係地方公共団体に對する国の財政上の特別措置を定めようとする本案の趣旨は妥

当と認め、賛成多数をもつて、原案のとおり可決すべきものと議決した。

なお、本案に對し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案により別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年年度一般会計予算に、新産業都市等建設事業債調整分利子補給金として、八千二百十五万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十年四月二十七日

地方行政委員長 中馬 辰猪

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案に對する附帯決議

政府は、新産業都市の建設及び工業整備特別地域の整備に關し、左の諸点につき、速やかに、適切な措置を講ずべきである。

一、新産業都市の建設及び工業整備特別地域の整備のための事業の実施については、必ずしも十分な成果を期し得ない面もあり、経済情勢の変化に即応して今後建設計画を再検討すること。

二、基本計画の実施のために必要な年度別事業計画を策定し、事業の計画的執行を確保すること。

三、新産業都市の建設及び工業整備特別地域の整備のための地元負担は膨大な額となること予想され、本法による財政特別措置は、なお、これをまかなうに不十分であるおそれがあり、これら事業の実施は、本来国の政策の一環として行なわれるべきものであることにかんが

み、建設又は整備のための事業の実施状況とにらみ合せて特別措置の対象となる事業範囲、国庫補助の引き上げ率、道県に對する特別措置等につき、引き続き検討を加え、必要があると認められる場合は、速やかに、実情に即するよう改正すること。

四、先行投資を必要とする工業用水道事業及び上水道事業は、最も速やかな機会において特別措置の対象とすること。

五、港湾事業等県営の公共事業に對する市町村の負担金についても、特別措置の対象とするよう検討すること。

六、事業実施上必要な地方債については、わくの拡大をはかるとともに、償還年限の延長及び利率の引下げ等の措置を考慮すること。

証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

(1) 免許制の採用

(イ) 証券業を免許制とし、免許は自己売買業務、委託売買業務、引受業務及び分売業務の四種類の業務別に与える。

(ロ) 業務の併営を認めるが、併営による弊害を除去するため、また免許業務の不適正な執行による弊害を防止するため、免許には条件を附することができ。

(ハ) 免許基準は、十分な財産的基礎及び良好な取支見込、適正な人的構成ならびに国民経済的又は地域の妥当性の三基準とする。

(2) 監督規定の整備

(イ) 商号、資本の額、店舗、合併、証券業の廃止等を認可事項とする。

(ロ) 不健全経営に対する是正保全命令に関する規定を整備する。

(ハ) 経営健全化のため諸準備金に関する規定を設ける。

(ニ) 証券会社及びその役員員の行為について特に禁止規定を設ける。

(ホ) 常務に従事する取締役の兼職、兼業を承認事項とする。

(ヘ) 外務員制度の改善

(ロ) 外務員を登録制とし、大蔵大臣の直接の監督下におく。

(ハ) 外務員の行為に対する証券業者の責任を明確にする。

二 議案の可決理由
証券業を免許制とし、証券外務員につき登録制を採用する等の措置は、証券業の公共性及び最近における有価証券取引の实情にかんがみ、証券業者の社会的地位の向上と投資者保護に資する適切な措置であることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、全会一致をもつて別紙の通り附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十年四月二十七日

大蔵委員長 吉田 重延

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕
証券取引法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
一 証券会社に対する業務別免許制の採用を契機として、わが国の実情に即しつつ職能分化が進

んで行なわれるよう配慮すべきである。

二 改正法に基づく政省令の制定等改正法の運用については、本委員会の審議の経過にかんがみ、その意を体して証券事業全般の信用の向上、大中小証券会社のそれぞれの機能の円滑化並びに投資者の保護を期するよう慎重に配慮すべきである。

三 本法の改正は、当然証券業協会、証券取引所の公的なあり方及び有価証券の発行制度の整備改善を含めて行なわれるべきものである。従つてこれらの点の改正を行なうことにより、有価証券の公正な価格形成、発行の適正化、流通の円滑化並びに証券取引所及び証券会社の責任の明確化を図り、投資者保護に万全を期すべきである。

農地管理事業団法案(内閣提出)に関する報告

一 議案の要旨及び目的
本案は、最近における農業の動向にかんがみ、農業構造の改善を図るため、農地等に係る権利の取得が農業経営の規模の拡大、農地の集約化その他農地保有の合理化に資することとなるよう、その促進に必要な業務を行なう機関として、農地管理事業団を設立し、その組織、業務、財務、会計等について所要の規定を設ける必要があるために、提出されたものであつて、その主な内容は次のとおりである。

(一) 事業団の組織等
事業団は、全額政府出資の法人とし、当初の資本金を一億円として、政府は必要に応じて追加出資をすることができるとするほか、事業団の役員は、理事長一人、理事三人

以内、監事一人とし、その職務及び権限、任免その他に関する規定を設けたこと。

(二) 事業団の業務
1 事業団の業務の範囲は農地等(農地、採草放牧地及びこれらの土地の附帯施設)について(イ)売買又は交換のあつせん、(ロ)取得に必要な資金の貸付け、(ハ)買入れ、交換及び売却、(ニ)借受け及び貸付け並びに(ホ)信託の引受け等とすること。

2 事業団は、農林大臣の指定した業務実施地域内にある農地等について業務を行ない、この業務実施地域は都道府県知事の申出に基づき、土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当と認められる農業地域で農業構造の改善を図るため農地等の権利の取得を適正円滑にすることが特に必要な地域を指定することとする。

3 事業団の業務執行方針については、自立経営にすることを目標として農業経営を改善しようとする農家及び農業生産法人の農地等の取得を促進するよう業務を行なわなければならないこととする。

4 事業団の業務の運営方針については農地等の取得に必要な貸付金及び売却し対価支払の償還条件は、年利三分、償還期間三十年以内の年賦償還とし、一定の場合には、一時償還の請求及び償還の猶予の規定を設け、また、農地等を売り渡す場合は一定の基準により買戻しを行なうこととするほか、農地等の信託引受けについて信託法の特例、金融機関及び地方公共団体に対する業務の委託等について規定を設けたこと。

(三) 事業団の財務及び会計
事業団は、事業計画、予算及び資金計画を作成して農林大臣の認可を受けることとし、また、農林大臣の認可を受けて長期若しくは短期の借入金を行うことができることとするほか、政府は、事業団の業務に要する費用の一部につき交付金を交付するものとする。

(四) 事業団の監督
農林大臣は、事業団を監督することとし、その監督命令、報告及び検査についての規定を設けたこと。

(五) その他
1 事業団は、事業実施地域内の農地又は採草放牧地の所有者がその所有権を移転し、又は賃借権等を設立しようとするときは、あらかじめ通知を受けるものとし、自立経営にすることを目標として経営の改善をしようとする農家等に譲り渡すようあつせんをし、又は事業団がこれを買入れ入る等の申出をするものとする。

2 税制上の特例として、事業団に農地等を売り渡した者については租税特別措置法の定めるところにより譲渡所得についての所得税を軽減することとし、また、事業団のあつせん融資、事業団からの売却し等により、農地等を取得した者等に対する登録税及び不動産取得税を軽減するものとする。

3 事業団の業務に関連して農地法の特例を設け、事業団の行なう農地等の買入れ、売却し及び借受け、貸付けについての許可は不要とし、事業団が農地等を借り受け、これを貸し付ける場合において、小作地の所

昭和四十年四月三十日 衆議院會議録第四十号 議案に関する報告書

有制限を適用せず、また、解約等について許可を要とする等の措置を講ずることとする。

二 議案の可決理由

本案は、農地管理事業団を設立し、この事業団をして、農地等の権利の取得等が、農業経営の規模の拡大等に資するようにすることにより、自立経営農家の育成を図り、農業と他産業との間の生産性の格差及び所得水準の格差の是正を行なうとするものであつて、適切なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年年度一般会計予算に農地管理事業団の交付金二億八千二百五十万円、同補給金一千七百五十万円、同出資金一億円及び自立経営農家土地取得助成費二千七百五十万円のうち二千六百万円が、それぞれ計上され、別に財政投融资として二十億円が計上されている。

昭和四十年四月二十七日

農林水産委員長 濱地 文平

衆議院議長 船田 中蔵

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における酪農事情の推移にかんがみ、酪農の健全な発達を促進するため、酪農近代化基本方針及び酪農近代化計画の作成、国内産の牛乳を学校給食の用に供することを促進するための措置等に関する規定を設けるほか、集約酪農地域の制度等につき所要の改正をする

とともに、地方公共団体等が権原に基づき使用し及び収益している土地につき、当該地方公共団体等の申請に基づき国又は都道府県が農用地造成事業を行なうことができるようにする必要があるために、提出されたものであつて、その主な内容は次のとおりである。

(一) 酪農振興法の一部改正

1 酪農近代化基本方針および酪農近代化計画に関する制度の創設

(1) 酪農近代化基本方針

農林大臣は、酪農審議会の意見を聞いて、生乳の地域別の需要の長期見通しおよび生産数量の目標、近代的な酪農経営の基本的指標、集乳および乳業の合理化等に関する酪農近代化基本方針を定めるものとする。

(2) 都道府県酪農近代化計画

都道府県知事は、(1)の酪農近代化基本方針の内容との調和を図りつつ、生乳の生産数量の目標、近代的な酪農経営方式の改善指標、乳牛の飼養規模の拡大、飼料の自給度の向上、集乳および乳業の合理化等に関する都道府県酪農近代化計画を作成し、農林大臣の認定を受けることができるものとする。

(3) 市町村酪農近代化計画

その区域内における酪農の合理的な発展を図るために必要な一定の基準に適合する市町村の長は、(2)の都道府県酪農近代化計画の内容との調和を図りつつ、生乳の生産数量の目標、乳牛の飼養頭数の目標、酪農経営の改善の目標、乳牛の飼養規模の拡大、飼料の自給度の向上、集

乳の合理化等に関する市町村酪農近代化計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができるものとする。

(4) 酪農近代化基本方針等と酪農振興に関する施策

農林大臣および地方公共団体の長は、酪農振興に関する施策を実施するに当たつては、酪農近代化基本方針、都道府県酪農近代化計画、市町村酪農近代化計画等に即して実施するものとする。

2 集約酪農地域に関する規定の整備

集約酪農地域は、生乳の濃密な生産団地として都道府県酪農近代化計画に即し振興するものとする。

3 生乳等の取引に関する規定の整備

(1) 生乳等取引契約の更新

生乳等取引契約の存続期間が満了する場合においてその当事者のいずれもが、その満了の一定期間前までに別段の意思表示をしないときは、当該契約が一箇月間延長されるものとみなす。

(2) 生乳等取引契約に係る紛争の当事者等の出頭義務

農林大臣または都道府県知事は、生乳等取引契約に係る紛争についての調停に關し意見を聞くため、必要があると認めるときは、その当事者または関係者に出頭を求めることができるものとする。

4 国内産牛乳による学校給食の計画的実施

(1) 学校給食供給目標

農林大臣は、文部大臣と協議して、国内産の牛乳を学校給食用として広範に供給することを目途として、学校給食供給目標を定めるものとする。

(2) 学校給食供給計画数量

農林大臣は、毎年度、文部大臣と協議して、学校給食供給目標に即し、かつ、牛乳の需要および供給の動向ならびに児童、生徒等の数を勘案して、学校給食供給計画数量を定めるものとする。

(3) 学校給食への供給の円滑化

国は、国内産の牛乳の学校給食への供給の円滑化を図るため、国内産牛乳の学校給食用供給事業について援助する等必要な措置を講ずるものとする。

(二) 土地改良法の一部改正

1 国または都道府県が行なう土地改良事業

地方公共団体、農業協同組合または農業協同組合連合会は、権原に基づき使用しおよび収益している土地についての農用地造成事業を国または都道府県が行なうべきことを、農林大臣または都道府県知事に対し申請することができるものとする。

2 事業開始の手続等

1の土地改良事業に関する申請の手続、適否の決定、事業計画の策定および変更等については、現行の申請による国営土地改良事業または都道府県営土地改良事業の規定を原則として適用するものとし、これに關し所要の改正を行なうものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、酪農の健全な発達を促進するため、おおむね妥當な措置と認めるが、酪農振興法の

目的については、修正することを適当と認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年年度一般会計予算において、畜産経営技術指導に必要な経費として一億九百八十五万余円が計上され、そのうち酪農近代化計画策定のための調査費として一千万円がこれに充てられている。

昭和四十年四月二十七日

農林水産委員長 濱地 文平

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

(酪農振興法の一部改正)

第一条 酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中第一章 総則(第一条・第二条)を

「第一章 総則(第一条・第二条)」を

第一章の二 酪農近代化基本方針及び酪農近代化計画(第二条の二―第二条の四)に、

第二章の二 酪農経営改善計画(第十八条―第十八章 生乳等の取引(第十九条―第二十四条の二)条の三)を第三章 生乳等の取引(第十八条―

第二十四条の二)に、「第二十四条の三」を「第二十四条の三―第二十四条の四」に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、酪農適地を中心として構成される一定の酪農圏における酪農経営の近代化を計画的に推進するための措置及び当該酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度並びにこれらに関連

して生乳等の取引の公正並びに牛乳及び乳製品の消費の増進を図るための措置を定めて、酪農の健全な発達を促進し、あわせて牛乳及び乳製品の安定的な供給に資することを目的とする。

第二条に次の一項を加える。

3 この法律において「草地」とは、主として家畜の放牧又はその飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地をいう。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 酪農近代化基本方針及び酪農近代化計画

(酪農近代化基本方針)

第二条の二 農林大臣は、政令で定めるところにより、酪農の近代化を図るための基本方針(以下「酪農近代化基本方針」という。)を定めなければならない。

2 酪農近代化基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生乳の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の長期見通し及び生乳の地域別の生産数量の目標

二 近代的な酪農経営の基本的指標

三 集乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項

四 その他酪農の近代化に関する重要事項

3 農林大臣は、生乳の需給事情、農業事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、酪農近代化基本方針を変更するものとする。

4 農林大臣は、酪農近代化基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、酪農審議会の意見を聞かなければならない。

5 農林大臣は、酪農近代化基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県酪農近代化計画)

第二条の三 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県における酪農の近代化を図るための計画(以下「都道府県酪農近代化計画」という。)を作成し、農林大臣の認定を受けることができる。

2 都道府県酪農近代化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、酪農近代化基本方針の内容と調和するものでなければならない。

一 生乳の生産数量の目標

二 その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの自然的経済的条件に応ずる近代的な酪農経営方式の指標

三 酪農経営における乳牛の飼養規模の拡大に関する事項

四 飼料の自給度の向上に関する事項

五 集乳及び乳業の合理化に関する事項

六 その他酪農の近代化を図るために必要な事項

3 都道府県知事は、第一項の認定に係る都道府県酪農近代化計画を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、その変更の内容につき農林大臣の認定を受けなければならない。

4 都道府県知事は、都道府県酪農近代化計画につき第一項の認定を受けたときは、遅滞なく、当該計画を公表しなければならない。同項の認定に係る都道府県酪農近代化計画の変更の内容につき前項の認定を受けた場合におけるその変更の内容についても、同様とする。

(市町村酪農近代化計画)

第二条の四 市町村長は、次に掲げる事項が市町村における酪農の合理的な発展を図るために必要なものとして省令で定める基準に適合する場合には、政令で定めるところにより、当該市町村における酪農の近代化を図るための計画(以下「市町村酪農近代化計画」という。)を作成し、都道府県知事の認定を受けることができる。

一 その区域内における乳牛の飼養頭数及び飼養密度

二 その区域内の農用地の利用に関する条件

三 その区域内で生産される生乳の販売に関する条件

2 市町村酪農近代化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、前条第一項の認定に係る都道府県酪農近代化計画の内容と調和するものでなければならない。

一 生乳の生産数量の目標

二 乳牛の飼養頭数の目標

三 その区域内の農業者の酪農経営の条件に応ずる酪農経営の改善の目標

四 乳牛の導入、育成その他酪農経営における乳牛の飼養規模の拡大のための措置

五 草地の造成、改良及び保全、飼料作物の作付その他飼料の自給度の向上のための措置

六 生乳の生産者の共同集乳組織の整備その他集乳の合理化のための措置

七 その他酪農の近代化を図るために必要な

事項

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定に係る市町村酪農近代化計画について準用する。この場合において、同条第三項中「農林大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第三条第一項中「必要と認められる一定の区域」を「相当と認められる一定の区域であつて、生乳の円滑な供給に資するため生乳の濃密生産団地として形成することが必要と認められるもの」に改め、同条第二項中「酪農振興計画」を「集約酪農振興計画」に改め、同項第三号中「生乳の生産者の共同集乳組織の整備」を「集乳」に改め、同条第三項中「酪農振興計画」を「集約酪農振興計画」に改め、同条第四項中「合理的な酪農経営の成立」を「近代的な酪農経営の成立及び合理的な生乳の濃密生産団地の形成」に、「酪農振興計画」がその区域における酪農の振興の方法」を「集約酪農振興計画が第二号の三第一項の認定に係る都道府県酪農近代化計画に即してその区域における酪農の振興を図るための方法」に改め、同項第一号中「農業労働条件」を削り、同項第二号中「その区域における輸送条件その他その区域内で生産される生乳についての共同集乳組織及び乳業の成立のための条件」を「その区域における生乳の生産状況、輸送条件その他その区域内で生産される生乳についての集乳及び乳業施設への供給の条件」に改める。

第五条見出しを含む。中「酪農振興計画」を「集約酪農振興計画」に改める。

第六条第一項中「第三条第四項」を「第三条第四項各号」に改め、同条第二項中「第三条第二項の酪農振興計画」を「第三条第二項の集約酪農振興計画」に改める。

振興計画」に改め、「認められるとき」の下に「又はその集約酪農振興計画が、第二号の三第一項の認定に係る都道府県酪農近代化計画に即しないものとなり、若しくはその区域における酪農の振興を図るための方法として著しく不適当となるに至つたと認められるとき」を加える。

第七条第二項中「酪農振興計画の概要」を「集約酪農振興計画の概要」に、「当該酪農振興計画」を「当該集約酪農振興計画」に改める。

第八条を次のように改める。

(草地の造成等のため必要な事業の推進)

第八条 国及び都道府県は、第三条第二項の集約酪農振興計画の達成のため必要があるときは、集約酪農地域の区域内にある草地につき、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の規定により同法第二十条第二項第三号に掲げる事業を行なうほか、その造成、改良及び災害復旧の事業並びにその保全又は利用のため必要な事業の推進を図るものとする。

第十条第二項第四号中「酪農振興計画」を「集約酪農振興計画」に改める。

第二章の二を削り、第三章中第十九条を第十八条とし、第十九条の二を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(契約の更新)

第十九条の二 前条第一項に規定する生乳等取引契約(この条の規定により締結したものとみなされる生乳等取引契約を含む。)について、当事者のいづれもが、その契約の存続期間の満了する日の翌日から省令で定める一定期間前までに、相手方に対し、更新若しくはその拒絶又は新たな生乳等取引契約の締結に

ついでの出出をしないときは、その当事者は、当該契約の存続期間の満了する日の翌日から起算して一月を経過する日までを存続期間とし、当該契約の存続期間の満了の際における生乳等の売買価格及び数量、生乳等及びその代金の受渡しの方法その他その契約の内容と同一の内容により、さらに、生乳等取引契約を締結したものとみなす。ただし、契約で、別段の定めをしたときは、その定めるところによる。

第二十一条に次の二項を加える。

4 都道府県知事は、第一項の規定により当事者から意見を聞くため必要があると認めるとき、又は同項の規定により調停案を作成するため当該事実の関係者から意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、当該当事者又は当該関係者に出頭を求めることができる。

5 前項の規定により、出頭を求められた者は、政令で定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

第二十四条の二第二項中「第二十一条第一項、第二十二條及び」を「第二十一条第一項、第四項及び第五項、第二十二條並びに」に改める。

第二十四条の三「酪農の健全な発達に資するため」の下に、「酪農近代化基本方針に即して」を加える。

第三章の二中第二十四条の三の次に次の三条を加える。

(学校給食供給目標)

第二十四条の三の二 農林大臣は、政令で定めるところにより、国内産の牛乳の消費の増進を図ることにより酪農の健全な発達に資するため、国内産の牛乳を学校教育法(昭和二十

二年法律第二十六号)に規定する小学校及び中学校その他政令で定める学校における学校給食用として広範に供給することを旨として、国内産の牛乳の学校給食への供給に関する目標(以下「学校給食供給目標」という。)を酪農近代化基本方針に即して定め、これを公表しなければならない。

(学校給食供給計画数量)

第二十四条の三の三 農林大臣は、毎年度、学校給食供給目標に即し、かつ、牛乳の需要及び供給の動向並びに前条第一項に規定する学校の幼児、児童及び生徒の数を勘案して、国内産の牛乳の学校給食への供給計画数量(以下「学校給食供給計画数量」という。)を定め、これを公表しなければならない。

2 農林大臣は、学校給食供給計画数量を定めようとするときは、文部大臣に協議しなければならない。

(学校給食への供給の円滑化)

第二十四条の三の四 国は、学校給食供給計画数量に相当する数量の国内産の牛乳の学校給食への供給の円滑化を図るため、国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業について援助する等必要な措置を講ずるものとする。

第二十四条の四第一項中「第三条第二項の酪農振興計画の実施及び酪農経営改善計画」を「第二条の四第一項の認定に係る市町村酪農近代化計画の実施及び第三条第二項の集約酪農振興計画」に改め、同条第二項中「国」の下に「及び都道府県」を加え、「第三条第二項の酪農振興計画及

び酪農経営改善計画を実施するため必要な資金を「第二条の四第一項の認定に係る市町村酪農近代化計画及び第三条第二項の集約酪農振興計画の達成のために必要な助言、指導、資金」に、「その他必要な奨励措置を講ずる」を「その他の援取を行なう」に改める。

第二十四条の四の次に次の一条を加える。
(酪農近代化基本方針等と酪農振興に関する施策)

第二十四条の五 農林大臣及び地方公共団体の長は、酪農振興に関する施策を実施するに当たつては、農林大臣にあつては酪農近代化基本方針、都道府県知事にあつては第二条の三第一項の認定に係る都道府県酪農近代化計画及び第三条第二項の集約酪農振興計画、市町村長にあつては第二条の四第一項の認定に係る市町村酪農近代化計画に即してしなければならない。

第二十九条中「又は第十四条の規定による届出をせず、又は若しくは第十四条の規定による届出をせず、若しくは」に改め、「届出をした者」の下に「又は正当な理由がなく第二十一条第四項(第二十四条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による出頭の要求に応じなかつた者」を加える。

公害防止事業団法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、生活環境の維持改善及び産業の健全な発展に資するため、公害防止事業団を設置し、工場及び事業場における事業活動に伴う大気の汚染、水質の汚濁等による公害の防止に必

要な業務を行なわせようとするもので、主な内容はその次のとおりである。

(一) 事業団に、理事長(厚生大臣及び通商産業大臣任命)一人、理事(理事長任命)三人以内及び監事(厚生大臣及び通商産業大臣任命)一人を置く。

(二) 事業団は、次の業務を行なう。

工場及び事業場が集中し、かつ、これらにおける事業活動に伴う大気の汚染、水質の汚濁等による産業公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域において、

1 工場又は事業場の共同の利用に供するばい煙処理施設、汚水処理施設その他の産業公害を防止するための施設を設置し、及び譲渡すること。

2 産業公害を防止するために行なわれる工場又は事業場の建物の利用の共同化に必要な建物を設置し、及び譲渡すること。

3 産業公害を防止するために移転する工場若しくは事業場が集団して設置されるのに必要な敷地を造成し、及び譲渡すること。

4 産業公害の発生を防止するために設置することが必要な施設(共同福利施設)を設置し、及び譲渡すること。

5 産業公害を防止するための施設であつて政令で定めるものを設置しようとする者に對し、その設置に必要な資金の貸付けを行なうこと。

6 右の業務に附帯する業務を行なうこと。

(三) 事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて長期若しくは短期の借入金をし、又債券を発行することができる。

(四) 政府は、予算の範囲内において、事業団に

對し、その業務に要する費用に相当する金額を交付することができる。

(四) 事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣が監督する。

(六) この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

公害防止事業団の設立は、工場及び事業場における事業活動に伴う大気の汚染、水質の汚濁等による公害の防止に適切なものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年年度一般会計予算に三千三百八十九万七千円が計上され、別に財政投融资として二十億円が計上されている。

昭和四十年四月二十八日

産業公害対策特別委員長 保科善四郎
衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

公害防止事業団法案に対する附帯決議
政府は、本法施行にあつて、次の事項について措置を講ずべきである。

一 公害防止事業団による公害防止のための事業を強化するため、その事業費を大幅に増額するとともに、運用条件等の改善に努めること。

二 公害防止事業団による事業の実効性を確保するため、緊急にその改善が要請されている産業公害が著しい地域について、重点的に業務を実施すること。

三 産業公害対策の基礎となる産業公害防止技術

の研究開発を強力に推進すること。

四 新産業都市、工業整備特別地域の基本計画の実施にあつては、公害防止の観点から各般の施策を講ずること。

五 公害の基本に関する諸問題について、すみやかに所要の法的措置等を講ずるよう検討すること。

地方住宅供給公社法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

住宅を必要とする勤労者に、積立分譲方式により居住環境の良好な集団住宅及び宅地を供給するための制度を創設する必要があるため、本法案が提出されたものである。

本案の主な内容は次の通りである。

1 公社は、都道府県又は人口五十万以上の都市が出資し、建設大臣の認可を受けて設立するものとし、必要に応じて二以上の都道府県又は人口五十万以上の都市が共同して設立することができるものとする。

2 公社は分譲住宅を希望する勤労者から積立金を受け入れ、一定額に達した者に住宅及びその敷地を供給するほか、住宅及び利便施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡並びに宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡等を行なうことができるものとする。

3 公社の事業計画及び資金計画については建設大臣、都道府県知事等の承認を受けさせるものとし、監督については建設大臣、都道府県知事等が行なうものとする。

4 国、地方公共団体は、国税、地方税を通じて税制上の優遇措置を講ずるものとし、住宅

金融公庫は、公社の行なう積立分譲住宅等に
必要な資金の貸付けについて配慮するものと
すること。

5 公社が行なう住宅地域内の一団地の住宅經
営に対して、土地の取用権を認めるものと
し、新住宅市街地開発法に基づく開発事業の
事業主体となることが出来るものとするこ
と。

6 都道府県又は人口五十万以上の都市が設立
した既存の住宅協会等民法上の公益法人で、
現に住宅の供給事業を行なっているものは、
二年以内に組織を変更して本案の公社となる
ことができるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、勤労者に対し住宅の積立分譲等によ
る集団住宅の供給を行なうための制度として地
方住宅供給公社を創設する必要があるため、原案の
通り可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和四十年四月二十八日

建設委員長 森山 欽司

衆議院議長 船田 中殿

総理府設置法の一部を改正する法律案(内
閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の改正点は、次のとおりである。

1 最近における社会の著しい近代化に適合す
る調和のとれた家庭生活のビジョンを策定
し、よりよい家庭生活の建設に資するため、
内閣総理大臣の諮問に応じて家庭生活問題に
関する重要事項を調査審議する家庭生活問題
審議会を昭和四十二年三月三十一日まで設置

する。

2 港湾の近代的な秩序を確立し、その効率的
な利用を図るため、港湾に関する各行政機関
の施策のうち総合調整を要するものに関し、
内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議し及び
内閣総理大臣に意見を述べる港湾調整審議会
を設置する。

3 近畿圏整備本部の事務強化のため、当分の
間、総理府本部の定員を五人増員する。
なお、施行期日は、昭和四十年四月一日とし
ている。

二 議案の修正議決理由

本案は、行政の効率的運営を図るため、妥当
な措置と認めるが、「四月一日」となっている施
行期日は、すでにその期日を経過しているの
で、別紙のとおり修正議決すべきものと議決し
た次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として約四百二十五万
円が、昭和四十年度一般会計歳出予算に計上さ
れている。

右報告する。

昭和四十年四月二十八日

内閣委員長 河本 敏夫

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

小字及び一は修正

附 則

この法律は、
公布の日
昭和四十年四月一日から施行す
る。

千九百六十三年十二月十七日に国際連合総
会決議第九百九十一号(三)によつて採
択された国際連合憲章の改正の批准につい

て承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

一九六三年十二月十七日、国際連合第十八回
総会の本会議は、国際連合憲章中、安全保障理
事会及び経済社会理事会の各理事国の定数を増
加すること等の改正及びすべての加盟国は一九
六五年九月一日までにそれぞれ憲法上の手続に
従つて批准することを要請する旨の総会決議第
一九九一号を採択した。

本改正は、憲章第二十三条中安全保障理事会
の非常任理事国数を現在の六から十に増加する
ことにより安全保障理事会の理事国の定数を十
一から十五に増加すること、憲章第二十七条中
安全保障理事会の決定は、手続事項については
七理事国の賛成投票によつて行なわれることに
なつて、他の九理事国に、その他のすべての
事項については、常任理事国の同意投票を含む
七理事国の賛成投票によつて行なわれることに
なつて、常任理事国の同意投票を含む九
理事国とすること、憲章第六十一条中経済社会
理事会の理事国数を現在の十八から二十七に増
加し、毎年六理事国を選挙することになつてい
るのを九理事国とすること等を規定している。

本改正は、憲章第八八条の規定に基づき安全
保障理事会の常任理事国を含む国際連合加盟国
の三分の二によつて批准されたときに、すべて
の国際連合加盟国に対し効力を生ずることにな
つて、

よつて政府は本改正の批准について、日本国
憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ
き、国会の承認を求めるといのである。

二 本件の議決理由

本改正を批准することは、加盟国の増加した

国際連合の現状にかんがみ、安全保障理事会及
び経済社会理事会の任務の遂行を一層適切なら
しめることが期待されるので、妥当な措置であ
ると認め、本件は承認すべきものと議決した次
第である。
右報告する。

昭和四十年四月二十八日

外務委員長 安藤 覺

衆議院議長 船田 中殿

衆議院會議録第三十九号(一)中正訳

ページ 段 行 誤 正
七〇 二〇 サソウエーブ サソウエーブ
七〇 二二 口請 口調
七二 一 府政 政府
七三 二 百貨店 百貨店
八〇 四 五十七年 五十年

定価 一部 二十五円
(ただし底價は三十円)
(送料別)

所 東京港区赤坂美町二番地
大 蔵 省 印 刷 局
電話 東京 五八二 四四一 (代)